

[様式 1 ～ 8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

平成 29 年度

東洋食品工業短期大学 自己点検・評価報告書

平成 30 年 9 月

様式2－目次

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援]	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	62
[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	74
[テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源]	76
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	80
[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]	80
[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]	82
[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]	86

様式3－自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東洋食品工業短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成30年 9月28日

理事長

中井 隆夫

学 長

後藤 弘明

A L O

末松 伸一

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

(1938 年～1960 年)		
1938(昭和 13)年	3 月	財団法人東洋罐詰専修学校認可
1938(昭和 13)年	4 月	東洋罐詰専修学校創設
1958(昭和 33)年	10 月	同窓会（アッペール会）発足
(1961 年～2000 年)		
1961(昭和 36)年	3 月	学校法人東洋食品工業短期大学認可
1961(昭和 36)年	4 月	東洋食品工業短期大学開学 「缶詰製造科」設置
1962(昭和 37)年	4 月	研究部門を分離独立、東洋食品研究所設立
1965(昭和 40)年	4 月	図書館完成
1971(昭和 46)年	7 月	男子寮（斉志寮）完成
	9 月	学生会発足
2000(平成 12)年	10 月	食品衛生課程（食品衛生管理者・監視員） の養成施設に指定
(2001 年～現在)		
2006(平成 18)年	3 月	短期大学士（食品工学）の学位授与開始
2007(平成 19)年	4 月	学科名を「包装食品工学科」に改称 密封技術コースと食品製造技術コースの 2 コース制導入
	9 月	本館及び図書館全面リニューアル
2008(平成 20)年	2 月	新体育館及び食堂完成
	3 月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（1 回目）

	4 月	男女共学化開始
	9 月	外国人向け短期研修開始
2010(平成 22)年	2 月	海外短期研修プログラム開始
2011(平成 23)年	10 月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）開始
	11 月	短期大学開学 50 周年記念講演会開催 高碕芳郎教育支援基金創設
2012(平成 24)年	9 月	社会人育成コース（現社会人育成講習会）で履修証明プログラム開始
2013(平成 25)年	7 月	新教育実習棟（南館）完成 1F：飲料実習室 2F：教員室
	10 月	アセプティック飲料充填設備の運用開始
2015(平成 27)年	3 月	短期大学基準協会による認証評価で適格認定（2 回目）
	12 月	社会人育成講習会（包装食品工学総合コース）が、文部科学大臣より「職業実践力育成プログラム」（B P）の認定
2017(平成 29)年	4 月	包装食品工学科の 2 コース制を廃止

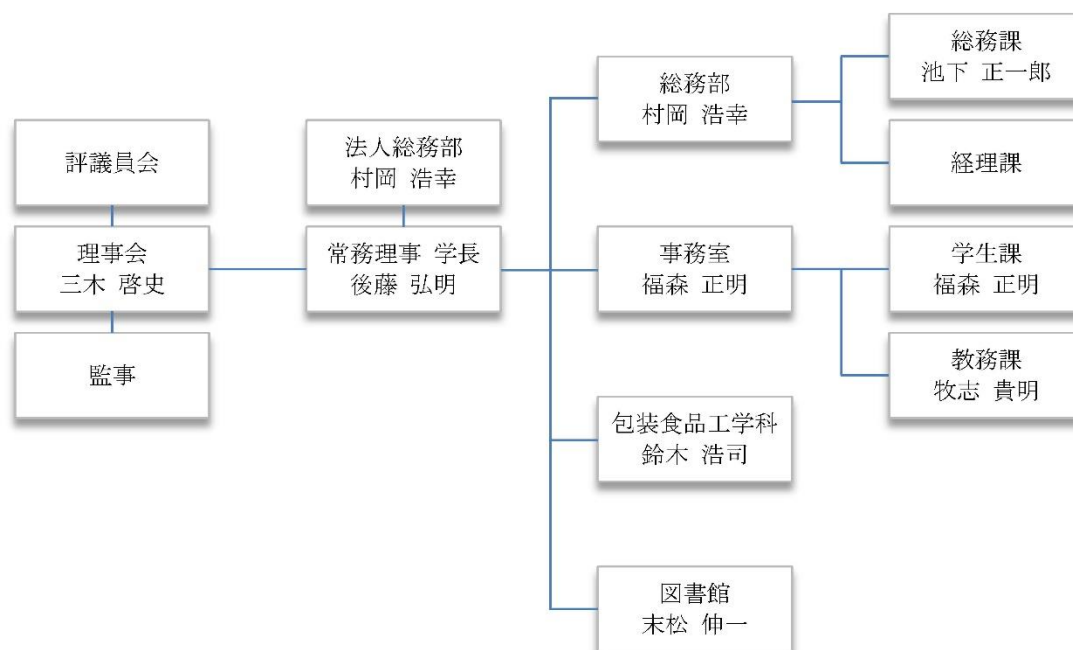
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成30年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
東洋食品工業 短期大学	兵庫県川西市 南花屋敷4丁目 23番2号	35	70	75

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成30年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

東洋食品工業短期大学は、JR川西池田駅西方約1キロの川西市南花屋敷に所在する。川西市は大阪府と兵庫県の県境に位置し、東は大阪府池田市、西は兵庫県宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町に隣接している。人口は約16万人であり、阪神間を通勤圏とするベッドタウンである。中南部は閑静な住宅街が広がる一方、弥生時代の暮らしを物語る加茂遺跡や栄根遺跡、清和源氏発祥の地として有名な多田神社、源満仲が開発したと伝えられる多田銀山等、数多くの名所旧跡が点在している。北部は山や河川など豊かな自然に恵まれており、一庫ダム周辺地域には兵庫県立一庫公園が整備されている。

大学が所在する南花屋敷の北側は、大正時代に開発された阪神間でも屈指の歴史あ

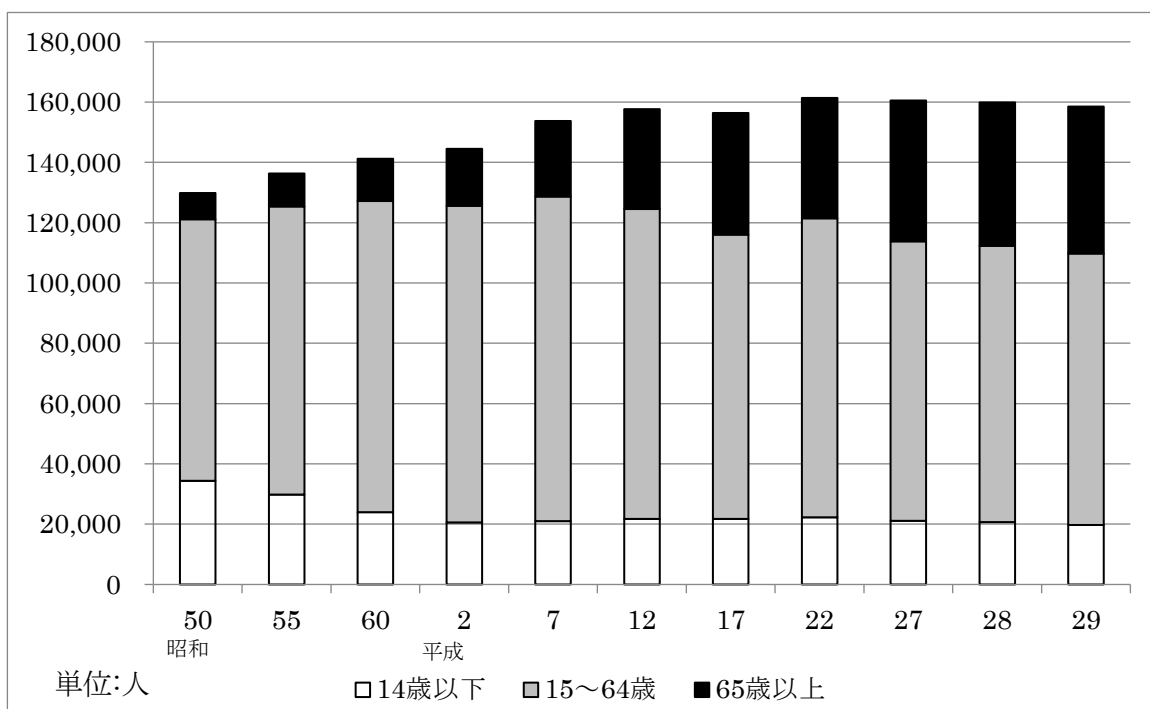
る住宅地となっており、大正文化を象徴する洋館が階段状に建築され、景観形成建築物として宝塚市の指定を受けた住宅が多数ある。その中でも、本学の創設者、高碕達之助が住居として使用していた「高碕記念館」が、ウィリアム・M・ヴォーリズの設計した唯一の残存する建物（ひょうごの近代住宅 100 選選定）として名高い。

大学は、高碕達之助の私邸のあった雲雀丘の近傍に設置するという前提のもと、南花屋敷（旧 川西町大字寺畑字落掛）を建学の地とした。創設当時、大学周辺は田畑が広がる田園地帯であったが、現在は、マンションや低層住宅が立ち並ぶ閑静な住宅街となっており、男子寮、女子学生に提供している賃貸マンションも、大学から徒歩 5 分前後の住宅街にある。学びと学生生活の環境は良好である。

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

川西市は、高度経済成長期に、いわゆる大都市圏衛星都市の典型として発展し、ニュータウンの開発が相次いで行われる等、住宅都市として目覚ましい発展を遂げた。人口は、昭和 30 年代中頃から急増し、平成 12 年までは増加傾向にあったが、平成 12 年以降は 16 万人前後で推移している。年齢別に見ると、15 歳未満の年少人口が減少、65 歳以上の高齢者人口が増加、少子高齢化が急速に進行しており、今後、人口の減少が予測される。

① 川西市の人口推移



② 川西市と周辺市町(兵庫県)の15～19歳人口推移

地 域	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	7703	4.8	7905	4.9	7985	5.0	8111	5.1	8084	5.1
宝塚市	11517	4.9	11625	5.0	11851	5.1	12042	5.1	11997	5.1
伊丹市	4996	2.5	5050	2.6	4990	2.5	4977	2.5	5011	2.5
猪名川町	1741	5.5	1724	5.4	1729	5.5	1749	5.5	1770	5.6

■ 学生の入学動向

本学には、全国の専門高校（農業・水産・工業）の生徒及び食品系企業の社員が多く進学してきており、短期大学としては珍しい全国区の大学である。一方、所在県の兵庫県は普通高校の生徒が主体となっており、入学者は全体の2割弱にとどまる。本学が所在する川西市に至っては、入学者は過去5年間で僅か2名となっている。

① 学生の出身地別人数及び割合（全国）

地域	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	1	3.3	1	2.6	0		0		0	
東北	4	13.3	1	2.6	2	5.6	4	9.8	3	8.1
関東	0		0		5	13.9	0		4	10.8
中部	7	23.4	3	7.9	6	16.6	10	24.4	8	21.7
大阪府	2	6.7	6	15.8	5	13.9	3	7.3	10	27.0
兵庫県	5	16.7	5	13.2	6	16.6	11	26.8	2	5.4
近畿他	0		3	7.9	2	5.6	4	9.8	1	2.7
中国	4	13.3	6	15.8	1	2.8	0		1	2.7
四国	1	3.3	2	5.3	2	5.6	2	4.9	1	2.7
九州 沖縄	6	20.0	11	28.9	7	19.4	7	17.0	7	18.9
その他	0		0		0		0		0	
合 計	30		38		36		41		37	

② 学生の出身地別人数及び割合（兵庫県）

地 域	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 25～29 年度計	
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)
川西市	0	0	0	2	0	2	6.9
宝塚市	0	0	1	1	0	2	6.9
伊丹市	1	0	2	2	0	5	17.2
猪名川町	0	0	0	0	0	0	
その他	4	5	3	6	2	20	69.0
兵庫計	5	5	6	11	2	29	

■ 地域社会のニーズ

本学は、川西市に本拠地を置く唯一の大学であり、平成 21 年に川西市と包括的連携協力に関する協定を締結し、以後、市とは一層協力関係を強めている。また、地域住民からも、住民の教養向上、文化振興の充実などを常に求められているものと考え、学校運営を行っている。

そのような要請・要望に対し、川西市、川西市商工会及び宝塚市の後援で、食の安全等をテーマにした定例講演会、出前講座等を行い、地域住民から好評を博している。また、川西市通水 60 周年記念に当たっては、「きんたくんの力水」（500ml ペットボトル水）の製造依頼があり、協力した。

■ 地域社会の産業の状況

川西市は、高度経済成長期に住宅都市として発展してきた経緯から、産業は、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が、事業所数の 8 割、総生産額の 6 割以上を占めている。

産業分野別の状況は、下記の通りである。

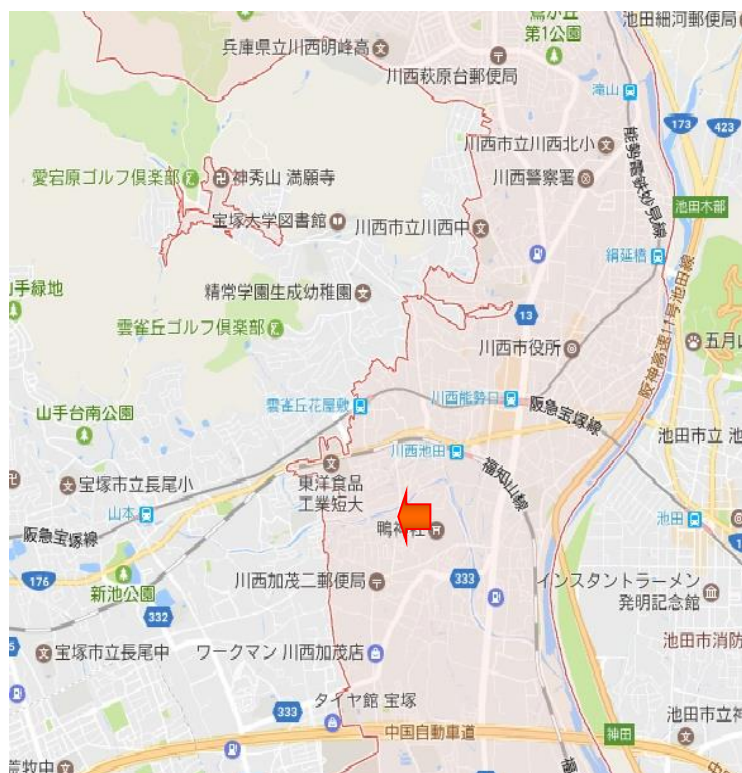
- ・ 商業 高度経済成長期に市内ターミナル駅付近の再開発等が進んだことで第 3 次産業が大きく発展したものの、現在は、近隣都市への相次ぐ大規模小売店進出、店主の高齢化や後継者不足により、地域に根ざした商業が衰退傾向にある。
- ・ 工業 小・中規模の事業所数の割合が高い傾向にあり、景気低迷期に廃業や移転が相次いでいる。それにより空地となった土地では住宅開発が進み、住工混在が顕著となったことで操業環境の更なる悪化が進むなど、工業も衰退傾向にある。
- ・ 農業 農林産物の大消費地である阪神間に近接していることもあり、「キクナ」や「ホウレンソウ」などの軟弱野菜、米、いちじく、桃、切り花や切り枝、北摂栗など、数多くの農産物が生産され、市場へ出荷されている。また、里山のクヌギやコナラなどを活用した「菊炭」や「原木シイタケ」の生産も行われているなど、農業は盛んである。

■ 短期大学所在の市町村の全体図

① 全体図（兵庫県）



② 周辺図（川西市）



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

(a)改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	① 自己点検・評価報告書の内容充実 ② 講義、演習、実技の区分明記 ③ 学生による授業評価アンケートの実施 ④ F D 研修の受講率向上 ⑤ S D 活動実施規程の制定
(b)対策	① 平成26年度の報告書作成において、マニュアルに沿い充実を図る。 ② 平成27年度シラバス(講義要項)より実施する。 ③ 平成26年度より実施する。 ④ 新任教員の受講を図る。 ⑤ 平成26年度に制定する。
(c)成果	① 平成26年度報告書作成において不十分であった。平成27年度以降継続的に充実化を推進中。 ② 平成27年度に実施済み。 ③ 平成26年度に実施済み。授業改善へつなげた。 ④ 研修受講率が向上した。 ⑤ 平成26年度に制定済み。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

(a)改善を要する事項	特になし
(b)対 策	なし
(c)成 果	なし

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況。

(a)改善意見等	該当なし
(b)履行状況	なし

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 平成30年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
3	教育課程編成・実施の方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
4	入学者受入れの方針	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
5	教育研究上の基本組織に関する事	本学ウェブサイト※
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	本学ウェブサイト※
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生 の数、卒業または修了した者の数並びに 進学者数及び就職者数その他進学及び就 職等の状況に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年 間の授業の計画に関する事	本学ウェブサイト※
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了 の認定に当たっての基準に関する事	本学ウェブサイト※
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学 生の教育研究環境に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポータル
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する 費用に関する事	本学ウェブサイト※ 入学試験要項 大学ポータル
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心 身の健康等に係る支援に関する事	本学ウェブサイト※ 大学ポータル

※ <http://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 表 方 法 等
財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、 事業報告書及び監査報告書	本学ウェブサイト ※ 本学掲示板

※ <http://www.toshoku.ac.jp/outline/disclosure.html>

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成29年度）

公的資金の取り扱いについては、「研究活動上の不正防止に関する規程」に基づき、学長を最高管理責任者、事務室長を統括管理責任者、各部署にコンプライアンス推進責任者を置き、研究活動及び研究費等の適正な運営及び管理を行う体制を構築している。

(8) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

事 項	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備 考
入学定員	35	35	35	35	35	
入学者数	30	38	36	41	36	
入学定員 充足率(%)	85	108	102	117	103	
収容定員	70	70	70	70	70	
在籍者数	65	68	74	76	75	
収容定員 充足率(%)	92	97	105	108	107	

② 卒業者数（人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
包装食品 工学科	33	28	37	33	37

③ 退学者数（人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
包装食品 工学科	2	2	2	4	0

④ 休学者数（人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
包装食品 工学科	0	0	0	0	0

⑤ 就職者数（人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
包装食品 工学科	31	28	35	33	36

⑥ 進学者数（人）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
包装食品 工学科	0	0	0	0	0

(9) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

（平成30年5月1日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数 (ロ)	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
包装食品工学科	7	2	7	3	19	7		3		12	農学 関係
小 計	7	2	7	3	19	① 7		③ 3		12	
(その他の組織等)	1				1						
短期大学全体の入 学定員に応じて定 める専任教員数 (ロ)							② 2	④ 1			
合 計	8	2	7	3	20	①+② 9		③+④ 4		12	

② 教員以外の職員の概要（人）

（平成30年5月1日現在）

	専 任	兼 任	計
事務職員	8	0	8
技術職員	0	0	0
図書館 専門事務職員	1	0	1
その他の職員	2	0	2
計	11	0	11

③ 校地等 (㎡)

区 分	専 用	共用	共有する 他の学校 等の専有	計	基準面積 [注]	在籍学生 一人あたり の面積	備考(共有 の状況等)
校舎敷地	9,594	0	0	9,594	700	193	
運動場用地	5,100	0	0	5,100			
小 計	14,694	0	0	14,694			
その他	0	0	0	0			
合 計	14,694	0	0	14,694			

〔注〕：短期大学設置基準上必要な面積

④ 校舎 (㎡)

区分	専用	共用	計	基準面積 [注]	備考(共有 の状況等)
校舎	3,856	0	3,856	2,000	

〔注〕：短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理 学習室	語学学習 施設
2	1	15	1	0

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員 研究室
1

⑦ 図書・設備

学科	図書 (冊)	学術雑誌		視聴覚 資料 (点)	機械 器具 (点)	標本 (点)
			電子ジ ャーナ ル			
包装食品 工学科	29,752	17,705	3	262	63	0
合計	29,752	17,705	3	262	63	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	531	30	50,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,149	グラウンド テニスコート トレーニングルーム (体育館に併設)	

(11) 理事会・評議員会ごとの開催状況(27年度～29年度)

理事会開催状況

区分	開催日時点 の状況		開催年月日 開催時間	出席者数			欠席 者数	監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席 理事数 (b)	実出 席率 (b/a)	意思表示 出席者数		
理事会	7～10人	8名	平成27年4月2日 11:30～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成27年5月19日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成27年11月20日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成28年3月10日 15:00～17:00	5名	62.5%	3名	0名	2/2
		8名	平成28年5月19日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成28年5月19日 15:00～15:30	6名	75.0%	2名	0名	2/2
		8名	平成28年11月25日 10:00～12:00	5名	62.5%	3名	0名	2/2

	8名	平成29年2月3日 15:00～15:30	6名	75.0%	2名	0名	2/2
	8名	平成29年3月9日 13:00～15:00	7名	87.5%	1名	0名	2/2
	8名	平成29年5月18日 10:00～12:00	5名	62.5%	3名	0名	2/2
	8名	平成29年11月24日 10:00～12:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2
	8名	平成30年3月8日 13:00～15:00	6名	75.0%	2名	0名	2/2

評議員会開催状況

区分	開催日時点 の状況		開催年月日 開催時間	出席者数			欠席 者数	監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席評 議員数 (b)	実出 席率 (b/a)	意思表示 出席者数		
評議員会	21～28 人	22名	平成27年5月19日 13:00～15:00	12名	54.5%	10名	0名	2/2
		22名	平成27年11月20日 9:00～9:40	11名	50.0%	11名	0名	2/2
		22名	平成28年3月10日 10:00～12:00	14名	63.6%	7名	1名	2/2
		22名	平成28年5月19日 13:00～15:00	14名	63.6%	8名	0名	2/2
		22名	平成29年3月9日 10:00～12:00	13名	59.0%	9名	0名	2/2
		22名	平成29年5月18日 13:00～15:00	12名	54.5%	9名	1名	2/2
		22名	平成29年11月24日 13:00～14:00	5名	22.7%	17名	0名	2/2
		22名	平成30年3月8日 10:00～12:00	14名	63.6%	8名	0名	2/2

2. 自己点検・評価の組織と活動

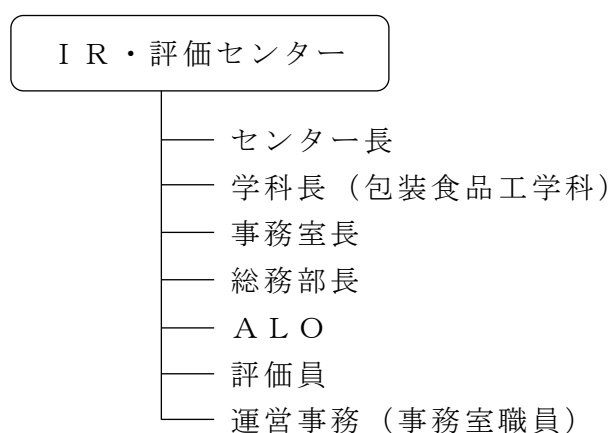
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価については、I R・評価センターがその任に当たっている。その構成員は、以下の通りである。

東洋食品工業短期大学 I R・評価センター （平成 29 年度）

センター長	学長	後藤 弘明
センター員	包装食品工学科長・教授	福島 博
〃	事務室長	岡内 孝静
〃	総務部長	西田 裕人
〃	短期大学基準協会 A L O 図書館長、包装食品工学科教授	末松 伸一
〃	短期大学基準協会評価員 包装食品工学科教授	八木 謙一
運営事務	I R e r 事務室付課長	高野 要

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述

I R・評価センターは、「東洋食品工業短期大学学則」及び「東洋食品工業短期大学 I R・評価センター規程」に基づき、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築することを目的に、平成 29 年に組織した。当センターは、自己点検・評価の企画・立案及び実施に関することはもちろん、報告書の公表、認証評価受審時における対応組織としての役割も担っている。

平成 29 年度の「自己点検・評価報告書」は、平成 28 年度に引き続き、教授及び事務職員が執筆した。執筆にあたっては、多くの教職員にヒアリングを行い、その内容を自己点検・評価報告書の記述に反映させている。

自己点検・評価を毎年実施することにより、本学の現状把握が的確に行われ、問題点が顕在化され、改善の方向性が明確になってきている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

平成 30 年 4 月 16 日	平成 29 年度 自己点検・評価報告書 作成方針並びに 執筆担当者及びスケジュールの決定
平成 30 年 4 月 17 日	執筆者に報告書作成の依頼
平成 30 年 5 月 31 日	報告書原稿〆切
平成 30 年 9 月 21 日	報告書原稿の精査
平成 30 年 9 月 28 日	報告書完成、公表

様式 5－基準 I

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I－A 建学の精神]

<根拠資料>

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学 財団法人東洋食品研究所「50年のあゆみ」
50年史編集委員会 青柿堂 P24 (1988)
- (2) 2017 学生便覧 P4
- (3) 本学ウェブサイト URL <http://www.toshoku.ac.jp/>
- (4) 大学案内 2018 P22
- (5) 第 577 回教授会審議事項 1 資料 新入教員教育プラン
- (6) 2017 年度第 6 回大学運営会議議事録 (審議事項 1)
- (7) 東洋食品工業短期大学規程集 3-01 大学運営会議規程
- (8) 2016 年 11 月 理事会議事録
- (9) 兵庫県立農業大学校との連携協定書
- (10) 川西市とのまちづくりに関する包括的な連携協定
- (11) 川西商工会議所担当者等との会議議事録
- (12) 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会レトルト食品製造講習会案内
- (13) 産業技術短期大学との連携協定書
- (14) タイ王国ランシット大学との連携協定書
- (15) タイ王国チュラロンコン大学との連携協定書
- (16) タイ王国カセサート大学との連携協定書
- (17) 平成 29 年度奈良女子大学食品製造実習プログラム
- (18) 平成 29 年度「保育園での科学遊び」報告書

[区分 基準 I－A－1 建学の精神が確立している。]

<区分 基準 I－A－1 の現状>

本学は、昭和 13 年に高碓達之助が東洋罐詰専修学校を創立したことに始まる。達之助は、昭和初期から、欧米諸国の缶詰産業の視察を通じて、欧米の缶詰と我が国の缶詰の技術格差を痛感していた。特に、日本における当時の缶詰の品質問題は、避けて通れない大きな課題であった。そのため、缶詰の基本原則を科学的側面から分析・研究し直す必要があることを説いていた。一方、国内の缶詰産業が急速に発展・拡大したことにより、缶詰業界は慢性的な技術者不足の状態にあり、これに対する養成機関も脆弱を極めた状況にあった。これらの実情を鑑み、達之助は一企業の経営者という立場を超えて、缶詰技術者の養成と缶詰技術の研究をするための教育機関となる東洋罐詰専修学校を創設した。

同校は、「缶詰業を通じて社会に奉仕し、国益を伸長する」という達之助の理想と「缶詰技術の向上への燃えるような情熱」を若者に鼓吹し、健全な精神と優れた能力を持つ人材を育成することに教育の重点を置き、「理論と実際技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ

優秀な技術者を育成する」ことを目的として「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」に力を注いだ⁽¹⁾。

昭和 36 年に東洋罐詰専修学校を母体として設立された本学にもこの精神は引き継がれている。上述したように本学では、東洋罐詰専修学校創立時の理念を引き継いでおり、平成 18 年に建学の精神と教育理念を下記のように明記した。

建学の精神：「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」

教育理念：「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」

平成 28 年度まで、上記の建学の精神と教育理念を掲げていたが、大学改革の中で、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標についても検討を行った。検討を進める中で、東洋罐詰専修学校創設の目的である「缶詰技術者の育成」を建学の精神の中に盛り込む方が、本学のような単科短期大学の特徴と社会に対する貢献内容をより明確に示すことが可能であると判断し、平成 28 年 11 月 25 日に開催した理事会の審議を経て建学の精神を下記のように改定した。

建学の精神：「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び、包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」

新しい建学の精神には、本学が目指す教育の理念・理想が明確に示されていることから、教育理念については廃止した。既に述べてきたように、建学の精神には、本学が目指す教育の理念・理想が明確に示されている。

本学の建学の精神には、「心正しく、誠実と勤労の精神を尊び」との文言により、人格的に優れている人材の育成を謳っており、更に後半の「包装食品工学の理論と技術をあわせ修めた包装食品業界の担い手を育成する」の部分により、大学としての専門性を明確に表している。したがって、本学の建学の精神は、例えば教育基本法第一条にある「教育は人格の完成を目指し」と高い整合性があり、更に第七条に記された「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」との記載を満たしている。また、本学は、包装食品工学という生活に欠くべからざる学問分野を教育・研究する高等教育機関であり、そのことが建学の精神に明記されている。したがって、建学の精神により、本学の公共性と独自の位置付けが、第三者にも理解しやすく示されており、本学の建学の精神は、私学の独自性や公共性を重視する私立学校法に適合している。

本学が存在する意義を建学の精神に盛り込み、建学の精神を学生に周知させ、何のために学ぶのか、何を目指して学ぶのか、を常に意識させるため、学内においては、学生便覧⁽²⁾で明確に記載し、入学時のオリエンテーションで説明を行っている。また、学外に対しても、本学ウェブサイト⁽³⁾に上記内容を掲載しているほか、大学案内⁽⁴⁾には建学の精神を示すとともに、本学の特色を明記している。更に、学内の教職員及び学生が集まる主な場所には、建学の精神を記したパネルを掲示している。

新たに教職員を採用した場合には、着任から 2 週間以内に学長もしくは学科長が建

学の精神や教育方針を説明することを平成 29 年度よりルール化⁽⁵⁾しており、建学の精神を学内において共有化できている。

建学の精神の周知方法に関しては、平成 28 年度と同様に、入学後のオリエンテーションを活用するほか、少人数教育の良さを活かした教職員との個別面談等の機会を捉えて、理解を深めさせるよう指導徹底を図った。また、新入学生対象に入学前の事前学修の一環として、配付資料の中に本学建学の精神を掲載し、それぞれの感想や考えを求め、課題レポートとして全員に提出させている。このほか、事前学修の課題の一つとして本学の創設者である高碓達之助に関する調査レポートを課して、その人物像の感想を求め、創設時より本学が目指しているところを理解させるよう努めている。

理事長室、学長室、教員室、事務室には建学の精神等を記したパネルを、本館内の学生が集まる場所には本学の一連の特徴を示すパネルを掲示し、その中に建学の精神以下を記載し、常に周知できるようにするとともに、広く教職員並びに学生が共有できるようにした。学外においては、本学ウェブサイト⁽³⁾に建学の精神を記載・表明しているほか、大学案内⁽⁴⁾にも建学の精神と本学の特色を明記している。

本学では、建学の精神、教育研究上の目的と目標については、大学運営会議に諮り、現状は 1 年に 1 回の頻度で見直しを行っている⁽⁶⁾。建学の精神、教育研究上の目的と目標の点検・見直しに関しては、大学運営会議規程⁽⁷⁾に明記されている。既に述べたように、本学の建学の精神、教育研究上の目的と目標は、平成 28 年度中に改定したものであり、その点検・見直しを施行より 1 年程度で実施する必要は本来ないが、改定の審議を行った平成 28 年度 11 月の理事会⁽⁸⁾において、「現在の建学の精神よりも簡潔で覚えやすいものがないか」との意見があり、平成 31 年度を目処に定期的に見直しを行うこととした。このように、建学の精神については、本学創設時の社会に対する大義と熱い思いを踏襲しつつも、時代の要請など、必要性が生じた場合には改定を加えられる仕組みが整備され、実施されている。

〔区分 基準Ⅰ－A－2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

＜区分 基準Ⅰ－A－2 の現状＞

（１）公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等

本学では、年 1 回 11 月、市民対象の「定例講演会」を 2 名の外部講師を招き実施している。この定例講演会は、地元自治体の川西市と宝塚市から後援をいただいている。平成 29 年度講演会の参加者は 175 人であり、質疑応答も活発に行われ、例年同様盛況であった。

オープンキャンパスは年 2 回（8、2 月）開催し、受験予定の高校生のみならず、その保護者や親戚、地域住民の方に本学を知っていただくための公開行事としている。本学の特長である実学重視の教育方針を理解していただくため、食品製造実習、密封実習、微生物実験、食品分析実験を模した体験実習を実施している。市民からは「本学が何を教育しているのかがわかった。容器詰め食品・飲料の大切さを再認識した。」との声をいただいている。

生涯学習の事業化は行っていないが、依頼があれば、講演や密封体験学習を実施して

いる。平成 29 年度には、神戸市シルバーカレッジ総合芸術コース食文化専攻第 22 期生に食品製造の実習体験を行った。

社会人教育については、教育基本法第 7 条及び学校教育法第 83 条の規定に定められた履修証明制度に基づき、社会人等の学生以外の者を対象とした学習プログラム（履修証明プログラム）を「社会人育成講習会」の名称で、学生の夏季休講期間中に実施している。本学の社会人育成講習会は、1 週間の「密封技術コース」「食品製造技術コース」「食品分析技術コース」の 3 コース、2 週間の「密封総合コース」「食品総合コース」、更に 2 週間コースを組み合わせ、平成 27 年度に文部科学省の職業実践力育成プログラム（B P）に認定された 4 週間の「包装食品工学総合コース」がある。4 週間コースでは、講習会の最後に筆記試験を行い、その合格者に対して履修証明書を付与している。4 週間コースは前半 2 週間の「食品総合コース」のみを先に受講し、次年度以降に「包装食品工学総合コース」の 3 週目に編入するパターンも準備しており、社会人の学修時間を配慮したコース設計を行っている。各種コースを準備していることから、社会人が日常業務で抱えている問題解決、スキルアップ、学び直しに利用されている。したがって、「社会人育成講習会」は公開講座、生涯学習の側面を持ち合わせていると考えている。

正課授業の開放は、講義室に余裕がなく、また、本学のカリキュラムが実習や実験主体であるため開放していない。講義室の定員を増やせば、実習や実験を除く講義は公開できる可能性はあるが、建物の大幅な増改築が必要であり、資金面の関係もあって当面のところ対応は困難である。

（２）地方公共団体、企業、教育機関及び文化団体等との連携

本学は、兵庫県立農林水産技術総合センターが進めている県産品の 6 次産業化の推進に協力している。同センター管轄の兵庫県立農業大学校とは平成 28 年 7 月に「大学間連携協定」を締結⁽⁹⁾して、教育研究の連携、教員及び学生の交流、地域社会への貢献を行っている。この連携協定に基づいて、平成 29 年度は兵庫県立農業大学校の 1 年次生が、本学の実習設備を利用して、容器詰めカレーやジャムの製造実習を行った。また、本学からは教授を派遣し、兵庫県立農業大学校における食品製造実習の指導や講義を実施した。この交流は平成 28 年から継続しており、平成 30 年度も実施に向けて担当教員間での調整を行っている。

地元川西市とは、平成 21 年から「まちづくりに関する包括的な連携協定」を締結し⁽¹⁰⁾、市と大学相互の人的・知的資源の交流と活用を行っている。また、本学は川西市商工会議所の会員になっており、商工会議所とは不定期であるが情報交換し、食品ロスの観点から規格外の農産物に価値を付けられる加工法ができないか検討している⁽¹¹⁾。

協定等は締結していないが、地元の包装食品製造会社からの技術的な相談に応じたほか、地元外の企業と 1 件の受託研究及び 2 件の共同研究を実施し、包装食品業界の発展に寄与する様々な研究を行っている。また、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会とは協力関係にあり、レトルト食品製造技術主任技術者講習会に対して年 2 回、教員を講師として派遣している。

企業主催の包装食品を啓蒙する試みでは、㈱万代・はごろもフーズ㈱殿の共同企画

「夏休み！家族でつくろうシーチキン」で、学校設備の貸出し、缶詰製造体験の補助を行い、地域・社会貢献に寄与している。

教育機関との協定は、兵庫県立農業大学校以外に、産業技術短期大学、タイ国のランシット大学、チュラロンコン大学及びカセサート大学と締結⁽¹³⁾、⁽¹⁴⁾、⁽¹⁵⁾、⁽¹⁶⁾しており、教員及び学生の交流を図っている。協定は締結していないが、奈良女子大学からは毎年3年次学生が来学し、加工食品に関する講義と缶詰の製造実習（巻締体験含む）を受講している⁽¹⁷⁾。また、兵庫県立三田祥雲館高校の正課授業「SS 探究Ⅰ（総合的な学習）」に対しては、本学食品製造グループの教授が定期的に出前講義を行っている。このほか、未就学児を対象とした活動として、本学微生物の担当教員が地域の保育園を訪問し、科学に親しんでもらう取り組みも行っており、平成29年度は5歳園児が持参した物を実体顕微鏡で観察してもらう「保育園での科学あそび」を実施した⁽¹⁸⁾。

（3）ボランティア活動等を通じた地域・社会への貢献

本学は、川西市との「まちづくりに関する包括的な連携協定」⁽¹⁰⁾に基づき、災害対策用品の保管や地震・事故時の避難場所等に協力している。

また、寮生を主体とする近隣自治会のクリーンキャンペーンへの参加や学生有志による地元神社秋季大祭への参加（神輿を担ぐ）等の活動を通じて、地域社会に貢献している。

この他、毎年10月に日本赤十字社に献血会場を提供し、団体献血を行っている。

＜テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神の課題＞

建学の精神に関しては、平成28年度に改定をしたが、理事会における審議過程で一部の理事から、創設者である高碕達之助のことばに基づいた覚えやすく簡潔な文章が望ましいのではないかと意見が出された。この意向を受け、平成31年度までにそのような表現について検討する旨、返答している。

平成31年度までに、現在の建学の精神より更に本学の特色と設立の理念を表現する文章があれば、見直しを行う。見直しの検討は、平成29年度に設置した大学運営に関する重要事項を審議、検討する大学運営会議において、年1回実施している。平成29年度の時点では、特に良い表現は見出されておらず、変更はしていない。引き続き、平成30年度も見直しを行う。

高碕達之助の研究者で、本学歴史学の授業も受け持っている非常勤講師にも、高碕達之助の東洋罐詰専修学校創設に関連したことばや文書の調査を依頼している。これらの中で、本学に相応しい、覚えやすく簡潔な表現があれば、現在の建学の精神と比較検討し、改定が必要か否かを判断していく予定である。ただ、本学は単科短期大学であり、多くの総合大学のような漠然とした表現ではなく、本学の存在意義を明確に伝える表現も必要であると考えられ、その点も加味して検討を進める。

本学の前身である東洋罐詰専修学校が、日本の缶詰技術の底上げを図るという当時の重要な社会的課題に対応することを目的として創設されたことを考えると、包装食品業界の次世代を担う学生を輩出するだけでなく、包装食品に関する知識や技術の

重要性を広く社会に伝えていくことも重要な役割である。基準Ⅰ－A－2において記載したように、地域や社会に向けて包装食品工学に関連する知識や技術を実習や講義を通して伝えているが、更に多くの情報発信を行うべく、若年層への体験学習を含めた出前講義の充実や社会人教育・生涯教育の充実を図る必要がある。また、現場に直結する実践的な研究を通じた業界や地域社会への貢献も本学の重要な役割であり、研究を通じた地域・社会貢献にも更に注力する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神の特記事項＞

本学は、実機（実際に食品企業で製造に使用している機器）レベルの教育・研究用包装食品の実習設備を有しており、兵庫県立農業大学校や奈良女子大学等に対して、本格的な包装食品の製造体験を提供している。このような体験は他学ではできない内容であり、非常に有意義な体験として継続的に実習の依頼を受けている。

また、平成 29 年度に実施した「保育園での科学遊び」は好評であり、幼児期に科学に対する好奇心を植え付ける重要な取り組みと考えている。

〔テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

- (1) 2017年度生 カリキュラム案内(履修の手引き) P10
- (2) 2017年度生 カリキュラム案内(履修の手引き) P4～P5
- (3) 2017学生便覧 P5～P6

〔区分 基準Ⅰ－B－1 教育目的・目標を確立している。〕

＜区分 基準Ⅰ－B－1 の現状＞

本学は、昭和 13 年に高碓達之助が創設した東洋罐詰専修学校を母体として昭和 36 年に設立されたが、短期大学への改組後は、時代の要請から、缶詰技術のみにとどまらず、内容品も含めた広大な食品科学分野に及ぶ技術の修得が必要となった。

そこで本学は、「誠実と勤労の精神を根底においた人格教育」を建学の精神とし、「理論と実際の技術をあわせ修め、勤労を尊ぶ優秀な技術者を育成する」という教育理念のもと、教育目的・目標を定め、教育研究活動を行ってきた。

平成 28 年度に実施した大学改革では、建学の精神（教育理念）を改定しているが、建学の精神と併せて教育研究上の目的と目標の検討を行った。その結果、本学の特徴を活かしながら、時代の要請に応えるため、以下に示す内容に改定した。

＜教育研究上の目的＞

包装食品製造に関わる理論と技術の教授ならびに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する。

＜教育研究上の目標＞

- ・ 包装食品製造を支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「輸送・保管」の各工程に関連した専門知識や技術を身につけるとともに、包装食品製造全体を見通す視野と応用力を養う。
- ・ 包装食品製造に深く関係する各種資格の取得を奨励し、資格に裏打ちされた高い技術力を養う。
- ・ 人格教育に基づき、包装食品製造を担うことができる人間性を醸成する。
- ・ 包装食品業界の発展に寄与する実践的な研究を行う。

平成 29 年度は、この改定内容を踏まえた教育研究活動を行った。

教育研究上の目的と目標は学生便覧^(I-A 2)や本学ウェブサイト^(I-A 3)等に明記した。入学時のオリエンテーションでは十分な時間を費やし、学生に説明を行った。また、少人数教育の利点を活かして、教職員が学生に普段から教育研究上の目的と目標に沿った指導を行っている。そのほか、教育研究上の目的と目標を記載したパネルを、学生、教職員が常に目につく場所に掲示し、それらが浸透するよう努めている。また、学外に対しても、本学ウェブサイトや自己点検・評価報告書によって、内容を広く表明している。なお、平成 29 年度末に開催した大学運営会議における教育研究上の目標の見直しにおいて、シラバス等との整合性の観点から「輸送・保管」を「保管」に修正することに決定した。

〔区分 基準Ⅰ－B－2 学修成果を定めている。〕

＜区分 基準Ⅰ－B－2 の現状＞

本学は単科短期大学であるため、学科の教育課程の学修成果がそのまま大学としての機関レベルの学修成果となる。また、教育課程を構成する各科目の学修成果として、科目の修得目標が存在する。つまり、本学の学修成果は教育課程の学修成果と教育課程を構成する各科目の学修成果（修得目標）で成り立っている。

先に述べたように、平成 28 年度に建学の精神、教育研究上の目的と目標を改定した。また、基準Ⅱ－A で述べるように、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の改定も行った。学修成果は、卒業認定・学位授与の方針に対応する形としており、平成 29 年度の 1 年次生向けシラバスには、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関係を明記した。新しい学修成果を用いて平成 29 年度 1 年次生の学修成果について、達成度の測定・評価を行うこととした。

平成 29 年度は、新たな学修成果に関し、カリキュラム委員会にて、D P（卒業認定・学位授与の方針）を科目ごとにより具体的な学修成果に落とし込み、学修成果と科目との対応表の作成、その対応科目の成績点により学修成果、D P の到達点を評価することを目標に活動を行った。あわせて、平成 30 年度のシラバスに明記すべく準備を進めた。具体的には、平成 29 年度に行った D P 1 ～ D P 4 の 4 項目⁽¹⁾に対し、

学修成果を合計 9 項目に細分化した。

この活動により、D P 及び D P に紐づく学修成果は、科目ごとに設定されている修得目標との関連づけが明確になり、あわせて、学修成果の測定方法と開示方法に関しては、「D P 1 に関連する成果」「D P 2 に関連する成果」「D P 3 に関連する成果」に対応する「必修」科目及び「選択」科目の平均点を算出し（各科目最大 100 点）、棒グラフ化して、前期末試験並びに後期末試験の結果とともに開示する仕組みを構築した。これらの実施事項に関しては、平成 30 年度シラバスに明記し、平成 30 年度 1 年次の学修成果に反映させることとした。

学修成果の量的・質的データとしては、個々の科目で行われている成績評価が学修成果の主要な量的・質的データとなっている。成績評価の方法は授業形態によって違いが見られ、講義においては試験によるものが多い。実験・実習では、習熟度やレポートによって評価する場合が多い。本学の建学の精神にも関わる重要な学修成果である人間性を評価するために、受講態度等を評価する科目もある。何れにしても成績は全て 100 点満点で算出され、定量的に学修成果の達成度を測定可能である。本学の場合は科目レベルの学修成果と教育課程の学修成果が直接対応している。したがって、科目レベルの学修成果の定量データを集積することで教育課程における学修成果の達成度も定量的に測定することが可能となっている。これらの関係は、平成 25 年度にカリキュラム委員会で審議を行い、両者の対応関係を明確にした。このことで、教育課程の学修成果について、達成度測定の定量性が増した。全ての成績評価は「成績の連絡」に記載し、前記 D P と学修成果の結果とあわせ、学生本人と保護者に通知しており、学生と保護者が本人の学修成果の修得状況をつかめるようになっている。

なお、本学のカリキュラムは実験・実習を重視しているため、単位数の違いを考慮せず、各科目とも 100 点満点の成績評価を基本としているが、参考比較のため、単位数当たりの成績評価である G P A も算出し、比較している。

教育課程の学修成果については、学生の成績データや資格取得状況、あるいは社会全体や食品業界の情勢を念頭に置きつつ、カリキュラム委員会、学修支援委員会、そして教授会で検討した。各科目の学修成果については、教育課程の学修成果を念頭に置きながら、担当教員がシラバス作成時に点検を行った。

〔区分 基準 I－B－3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

＜区分 基準 I－B－3 の現状＞

文部科学省から、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日大学教育部会）が発表された。

同ガイドラインに基づき、三つのポリシーの改定作業を早急に進める必要があったため、平成 28 年度は、改定作業をカリキュラム委員会、入試委員会から就業力育成支援委員会が引き継ぎ、学長が中心となって行った。その結果、本学が定める三つのポリ

シーは学校教育法施行規則に適合したものになった。また、改定後の三つのポリシーに基づき、カリキュラムを包装食品工学の基礎となる必修コア科目と資格取得に関係するステップアップ選択科目に再編成し、包装食品工学全体のつながりを明確にするため、包装食品工学を、食品製造工程を構成する七つの分野と食品製造工程全体を支える五つの分野に分けた概念図及びカリキュラムマップ⁽²⁾を作成した。

平成 28 年度のこのような取り組みをもとに、平成 29 年度は三つのポリシーを、大学ウェブサイト^{I-A (3)}上での公開、学生便覧⁽³⁾への記載等により、広く周知するように取り組んでいる。

＜テーマ 基準 I－B 教育の効果の課題＞

研究教育上の目的と目標は、平成 29 年度に開催された大学運営会議（平成 30 年 3 月開催）にて、その点検・見直しを実施した。

審議の結果、教育研究上の目的に関しては、現状のままとし、教育研究上の目標については、下記のように決定した。

すなわち、「輸送・保管」という工程名は、カリキュラムの見直しの過程で当初使用していた名称だが、最終的には「保管」という工程名に決定しており、教育研究上の目標も「保管」になる。決定が 3 月であり、平成 29 年度中には学内外に掲載されている教育研究上の目標における文言を修正できていない。平成 30 年度に学内外に掲載されている教育研究上の目標を改定する必要がある。

＜テーマ 基準 I－B 教育の効果の特記事項＞

食品業界を取り巻く国内外の社会・技術状況は、近年大きく変化している。これらの変化に対応するように、本学では DP と学修成果の点検・見直しを行い、科目ごとに設定されている修得目標との関連付けを行った。学修成果の継続的な点検・見直しは、引き続き、カリキュラム委員会にて定期的に行う。

[テーマ 基準 I－C 内部質保証]

＜根拠資料＞

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集3-03 I R・評価センター規程
- (2) 2018 年度 第 1 回 I R・評価センター会議議事録
- (3) 2017年度 第6回 F D 委員会議事録
- (4) 2017年度 第6回大学運営会議議事録

〔区分 基準Ⅰ－Ｃ－１ 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

＜区分 基準Ⅰ－Ｃ－１の現状＞

本学では、平成 29 年 2 月に自己点検・評価活動を担う組織として、ＩＲ・評価センターを設置し、ＩＲ・評価センター規程⁽¹⁾を作成した。平成 29 年 4 月から運用を開始した。センターのメンバーは学長、学科長、事務室長、総務部長、ＩＲ担当職員、その他学長が必要と認めた者で構成されている。この構成メンバーに教授を加えた 12 名で、平成 29 年度の自己点検・評価報告書の作成作業を行う⁽²⁾。これらのメンバーには、本学の委員会において委員長を務めているものがほとんど含まれており、自己点検・評価の結果がすぐに各委員会で検討され、大学改革に役立つよう配慮されている。

自己点検・評価活動は定期的に行われており、センター会議の議事録によって活動内容を記録している。日常においても、組織レベルでは、各種委員会が中心となり、自己点検・評価報告書で抽出された課題に対し様々な提案がなされ、改善を行っている。個人でも、教育や研究、事務等に関して日々自己点検・評価を試みており、それらをもとにして年 2 回、嘱託を除く全教職員が「目標管理シート」を作成し、PDCA サイクルを回すことによってステップアップできるようになっている。

自己点検・評価報告書は、毎年製本後、図書館閲覧室の書架に配架し、誰でも閲覧できる状態にしている。「平成 23 年度自己点検・評価報告書」からは本学ウェブサイトに掲載し、より多くの人へ情報提供できるよう努めている。

各種委員会の委員長は、ほとんどが自己点検・評価活動の構成メンバーであり、自己点検・評価で挙げられた課題に対して、各委員会が迅速に対応できる体制となっている。本学教職員は少なくとも一つ以上の委員会に所属していることから、全ての教職員が自己点検・評価活動に関与しているといえる。

しかしながら、現段階では自己点検・評価活動に重要なステークホルダーである高等学校等の関係者の意見聴取を採り入れていない。各教職員は評価によって得られた成果を自由に活用し、自らの業務改善に努めている。

また、平成 26 年度は第三者機関による認証評価を受けた結果、本学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、一般財団法人短期大学基準協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断された。

しかしながら、この認証評価において、自己点検・評価報告書について記載ミスや全体的に内容の充実が必要であるとの指摘を受けた。平成 26 年度以降の自己点検・評価報告書作成の際、自己点検・評価報告書作成マニュアルに従い、ミスや矛盾箇所が生じないように、執筆者には注意を促し、内容のチェックも慎重に行っており、これを継続している。

〔区分 基準Ⅰ－Ｃ－２ 教育の質を保証している。〕

＜区分 基準Ⅰ－Ｃ－２の現状＞

基準Ⅰ－Ｂ－２で述べたように、各科目の成績及び資格取得状況をもとに学修成果を定量的に評価可能である。これをもとに、教育課程の学修成果の達成度を評価し、カ

リキュラムの再編成や補習等の学修支援の対策を講じている。これらの施策決定や実務を担う組織として、平成 29 年 1 月に学生支援委員会から改組した学修支援委員会を設置するとともに、就業力育成支援委員会の発展系として大学運営会議を平成 29 年 4 月から運用を開始した。一方、個々の教員においても、成績等の結果に基づいて指導方法や指導内容の検討を行っている。

学外の視点で教育の質を保証するために、平成 29 年度も就職先企業に対してアンケート調査を行い、本学のカリキュラムや卒業生が身につけた学修成果、能力を評価してもらった。また、公益財団法人東洋食品研究所の構成員や本学のステークホルダー等で構成される評議員会や近隣の食品会社から、教育内容についての評価を聴取した。

これらの学内外における学修成果の査定の方法は、F D 委員会、カリキュラム委員会において定期的に点検・見直しを行っている⁽³⁾。

委員会活動や、教員個人による教育の質保証の仕組みとして、本学では年に 2 回、前期及び後期終了時に各教職員が目標管理と自己点検・評価を行っており、これをもとに学科長あるいは事務室長、そして学長との面談を行う。また、前期及び後期終了後に、F D 委員会主催で学生による授業評価アンケートを行っており、学科の教育力を測定している。授業評価アンケートの結果は各担当教員にフィードバックされ、各教員はそれをもとにして授業改善計画を立て、F D 委員会に提出している。更に、平成 27 年度から F D 委員会主催で授業参観制度をスタートした。教員は同僚の授業を参観し、優れた取り組みがあれば自分の授業に採り入れるようにしている。

平成 29 年度は全学的な F D 活動として、外部講師を招いて 2 回の F D 研修会を開催した。また、L M S（学修管理システム）の一種である G l e x a（グレクサ）の運用を一部の科目で開始した。そのほかに、関西地区 F D 連絡協議会を通じて公開される学外ワークショップの情報を、F D 委員会から教員に配信しており、教員はこれに適時参加している。特に、新任教員には「授業の基本」ワークショップを受講するよう指導している。平成 25 年度からは、カリキュラム委員会が学修状況把握調査を行っている。学生の学修方法や学修時間等が明らかになり、これを各教員が授業計画や学修指導方法にフィードバックできるようになった。

また、平成 28 年度に実施を決定したステージゲートという名称の仕組みを平成 29 年度には実施している。ステージゲートは、本学専門科目で学修する包装食品製造に関する総合的な学修成果の到達度を、試験等とは別に測定し、不足している分野の学修を深めさせる方法であり、平成 29 年度 1 年次生より実施している。平成 29 年度は、学年末に 1 年次で学修する専門必修科目のエッセンスとなるキーワードが、どの分野のキーワードになるか問う形式で実施した。

各専門科目は本学で学修すべき 12 の分野に紐付いており、各科目のキーワードの理解は学修すべき分野に関する学修成果そのものに対応している。その結果に基づいた教員との面談を通して学生自身に自らの学びの不足部分を認識させ、その部分の補強を促す仕組みであり、これにより試験等による一過性の評価では把握し難い包装食品製造プロセスにおける応用力の測定と学修成果の質向上を達成できる。

面談は全員を対象に行っているが、100%理解している学生はいないため、学修成果の到達度が高い学生に対しても、不足している部分が大きい学生に対してもキーワー

ドの分類を完成させ、春休み後に再提出するように指示することで学修成果を高める機会を与え、1年次の総括に繋げている。また、再提出時にも面談を行い、ステージゲートで認識した自らの学修状況を踏まえた上で、2年次にどのような分野の科目を履修すべきかを指導している。

この他、平成29年度から、新入生に対してプレイスメントテストを実施し、学力に応じてリメディアル教育を実施している。リメディアル教育によって、短期大学入学以前の学習が不十分で、本学専門教育に追従できない可能性が高い学生に対しても、本学の学修内容を理解するための下地を醸成している。

このように新しい仕組みを採り入れることで、組織として、また、当該年度の目標を設定することで、個々の教員がPDCAサイクルを回すことによって教育の向上・充実を目指す仕組みを設けている。

学校教育法等の大学関係法令、短期大学設置基準、食品衛生法等の関係法令の変更や資格に関する情報は、通達があり次第、学内の関係部署に回覧している。また、カリキュラムや入試制度等に変更を加える場合は、関係法令や学習指導要領、他大学の状況等を確認し、法令を遵守している。

<テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を採り入れていない。

<テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証の特記事項>

ステージゲートと称する本学独自の仕組みを導入することにより、一過性の試験等による学修成果の把握だけでなく、本学で修得すべき実践的教育における不足部分を学生個人が把握できるとともに、その部分を復習するよう指導することにより、本学のような特殊な分野を学修する学生に対して、教育の質を保証する仕組みが構築できている。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成28年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画に対する実施状況は以下の通りである。

- ① 建学の精神、教育研究上の目的と目標については、大学運営会議に諮り、年に1回の頻度で見直しを行っており⁽⁴⁾、平成29年度の時点では、変更していない。平成30年度も見直しを行う。
- ② 自己点検・評価報告書の作成作業は当該年度末にスタートし、公開を可能な限り早める点に関しては、予定通り年度末より報告書作成の準備に入ることができている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 建学の精神に関する見直し結果を平成 30 年 11 月の理事会にて報告し、改定の必要性に関して審議を行う。
- ② 包装食品に関する知識や技術の重要性を広く社会に伝えていくために、更に多くの情報発信を行うべく、若年層への体験学習を含めた出前講義の充実や社会人教育・生涯教育の充実を図る。
- ③ 地域特産品に関する研究や 6 次産業化に関連した研究、あるいは包装食品製造現場の課題を取り上げた実践的研究等、を通じて地域・社会貢献を進める。
- ④ 教育研究上の目標中で「輸送・保管」という工程名は、カリキュラムの見直しの過程で当初使用していた名称であるが、最終的には「保管」という工程名に決定しており、教育研究上の目標中の記載も「保管」に変更する。
- ⑤ 自己点検・評価活動の充実を図るため高等学校等の関係者からの意見取り込みの方法として、広報のための高校訪問や近隣の専門高校訪問における聞き取り、あるいは指定校へのアンケート調査実施等を検討する。

様式 6－基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]

<根拠資料>

- (1) 2017 学生便覧 P5
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 1-01 学則 別表 1(第 18 条・第 23 条関係)
- (3) 2017 学生便覧 P26
- (4) 2017 年度生 カリキュラム案内(履修の手引き)/シラバス(講義要項)
- (5) 2017 年度生 カリキュラム案内(履修の手引き) P12～P14
- (6) 2018 年度入学試験要項

[区分 基準Ⅱ－A－1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

<区分 基準Ⅱ－A－1 の現状>

本学は、平成 23 年度までは、卒業認定・学位授与の方針を定めていなかったが、平成 24 年度に、本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標に沿った学修成果に対応する卒業認定・学位授与の方針を作成し、運用していた。しかしながら、これらは中央教育審議会が示す卒業認定・学位授与の方針と乖離している部分があり、平成 28 年 3 月に中央教育審議会大学分科会大学教育部会（以下「中央教育審議会」という。）が提示した三つのポリシーに関するガイドラインに沿って、平成 28 年度に卒業認定・学位授与の方針を改定した。

<平成 28 年度新たに策定した卒業認定・学位授与の方針^{I-B (1)}>

東洋食品工業短期大学は、建学の精神に基づき、以下に掲げる要件を充たした学生に対して、卒業を認定し、短期大学士（食品工学）の学位を授与します。

- ◆ 食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていること。
- ◆ 包装食品製造ラインあるいは製造プロセスにおいて、将来リーダーとして活躍したいという意欲を持ち、かつ、活躍できる資質（知識・技術・問題解決力）を身につけていること。
- ◆ 自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身につけていること。
- ◆ すべての必修科目を含む 62 単位以上を修得していること。

上述した卒業認定・学位授与の方針には、包装食品業界を担っていくために必要な本学の学修成果が記載されている。特に、第一項、第二項に記載の内容は、基準Ⅰに示した建学の精神と深く関わっており、本学の前身である東洋罐詰専修学校の創設者であ

る高碓達之助の意志を反映したものとなっている。

本学は包装食品工学科のみを有する単科短期大学であることから、本学の卒業認定・学位授与の方針は、すなわち包装食品工学科の卒業認定・学位授与の方針でもあるが、学位を授けるにあたって、何が必要とされるかを平易な言葉で具体的に記しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示しているといえる。

食は人の命を支える大切なものであることから、食、特に本学が教育する包装食品の分野では、定められた保存期間、安全に美味しく喫食できることが重要であり、第一項、第二項の記載は、包装食品業界を支える人間にとって欠くべからざる要件である。この意味において、本学の卒業認定・学位授与の方針は、包装食品工学を教授する本学に相応しいばかりでなく、社会的・国際的にも通用するものといえる。また、業界において多くの人達と協力して業務を成し遂げる上でコミュニケーション能力は欠かすことができない要件であり、したがって、第三項は一人前の社会人として修得すべき社会的・国際的に通用する要件と判断される。

卒業認定・学位授与の方針を含む三つのポリシーについては、平成 28 年度に大学運営会議の前身である就業力育成支援委員会において検討し、中央教育審議会のガイドラインに基づいて改定した。就業力育成支援委員会は平成 28 年度で発展的に解散し、平成 29 年度に大学運営会議を立ち上げ、その活動が引き継がれている。したがって、三つのポリシーについては、大学運営会議において定期的に点検・見直しを実施し、必要があれば教授会の承認を得て改定することになる。ただし、卒業認定・学位授与の方針については、改定してから日が浅いことから、平成 29 年度には点検・見直しは行っていない。

〔区分 基準Ⅱ－A－2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

<区分 基準Ⅱ－A－2 の現状>

平成 29 年度に実施した卒業認定・学位授与の方針と、あわせて教育課程編成・実施の方針も平成 28 年度に改定した。以下にその内容を掲載する。

<平成 28 年度新たに策定した教育課程編成・実施の方針⁽¹⁾>

東洋食品工業短期大学は、卒業認定・学位授与の方針に記載した学修成果を学生が獲得できるよう、以下に示した方針に従って教育課程を編成・実施します。

- ◆ 知識偏重に陥らないようにするため、演習、実験・実習を主体とした科目編成を実施します。
- ◆ 自立的な学修を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるため、演習・実験・実習においてグループ学修の機会を数多く設けます。
- ◆ 専任教員一人当たりの学生数を低く抑え、懇切丁寧な指導を行います。
- ◆ 学生一人ひとりが各科目間の繋がりを確認し、応用力を高めるため、学年末にステージゲートを設けます。これにより、学修到達目標を意識することができるとともに、自らの応用力の進歩を明確に把握することができます。

- ◆ 学生が主体的に成長していくため、「卒業時の目標とする姿」を描かせ、その目標に向かって努力する過程を教職員がサポートします。
- ◆ 2年間で全ての必修科目を含む合計 62 単位以上の科目を修得できるよう、カリキュラムを設定します。

(1) 卒業認定・学位授与の方針との対応

本学の教育課程は伝統的に、体験・経験を通じた学びを大事にしてきた。平成 28 年度に改定した卒業認定・学位授与の方針においても、実践的な知識・技術・問題解決能力の修得を重要視している。これを実現するための教育課程編成・実施の方針として、演習、実験・実習を主体とした科目編成を謳った。更に、食品製造現場で活躍できるリーダーとしての資質（知識・技術・問題解決力）を養うために、科目間のつながりを確認し、応用力を高めるためのステージゲートとよばれる新しい制度を設けることも定めた。

卒業認定・学位授与の方針では、食の安全・安心を支える人間力やコミュニケーション能力を重要視している。これに対応するため、演習、実験・実習ではグループ学修の機会を多数設けることを方針とした。

このように、演習、実験・実習の体験を通じた学修によって、将来リーダーとして活躍したい意欲と資質を身につけることが期待できる。また、学生が主体的に成長し人間力を高めていけるよう、S/T 比（教員 1 人当たりの学生数）を抑えること、教職員が学生をサポートする体制を整えることを明示した。このように、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に沿ったものになっていると評価できる。

(2) 短期大学設置基準にのっとり体系的な教育課程の編成

本学では、平成 28 年度に就業力育成支援委員会が三つのポリシーと教育課程を見直し、平成 29 年度から運用を開始した。

教育課程の編成は、一般教育科目を四つの分野（「外国語」「専門基礎」「教養原論」「スポーツ」）に編成した。他方で、正課科目ではないが、リメディアル教育のための数学・化学・日本語文章作成技術、及び正課科目の文章作成技術（必修科目）を設けて、プレイスメントテストの成績に応じて履修（数学・化学・文章作成技術）することで、学生が基礎学力を養えるようにもした。

専門科目については、包装食品製造工程を構成する七つの分野（「食材」「容器」「加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」と食品製造工程全体を支える五つの分野（「衛生管理」「品質管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」）を設け、各分野の基礎となる必修科目と応用的内容を扱う選択科目を編成した。各分野とも包装食品工学の体系を意識して学修内容を抽出し、その中で学生全員が学ぶべき事項を必修科目に充てて、その他の発展的内容は選択科目に充てた。

包装食品工学のつながりを理解できたかどうかは、1 年次終わりと 2 年次 12 月にステージゲートを設け、学生自らが身につけた学修成果を把握できるようにした。ステージゲートは平成 29 年度 1 年次生から実施している。

なお、平成 29 年度には F D 委員会、カリキュラム委員会、教授会、そして大学運営

会議において議論を重ね、学修成果の改定を行った。平成 29 年度から運用を開始した新しい教育課程によって学生がどの程度効果的に学修成果を身につけられるのか、そのためのカリキュラム編成に改善点がないか、検証する必要がある。平成 29 年度は実習科目を中心に、他の関連する科目間のつながりを検証した。しかし、その結果の分析はまだ十分でない。カリキュラム委員会で検証を続け、カリキュラムの改善に役立てる必要がある。

以上のように、本学では学修成果に対応した授業科目の編成が行われている。

本学の卒業及び学位取得に必要な単位は、平成 29 年度は 62 単位、教育課程の総単位数は 85 単位である⁽²⁾。改定前の平成 28 年度は 67 単位、教育課程の総単位数は 87 単位であった。また、各期に取得できる単位の上限を、25 単位（平成 28 年度）から 24 単位（平成 29 年度）に減らしている。したがって、全体に単位数を絞り、単位の実質化を図る素地ができたといえる。ただし、学修行動調査の結果によれば学生の授業外の学修時間は短く、まだ単位の実質化を達成しているとは言えない。科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事後学修の内容などを総合的に検討し、改善を図る必要がある。

本学における成績評価は、全ての科目において 100 点満点で素点を出し、これをもとに優・良・可・不可の 4 段階評価している。100 点満点算出の内訳はシラバスに明示し、内外に公開した。また、半期ごとに教授会で全ての学生の成績評価を検討した。なお、国際的に通用する G P A による評価や学修成果の評価も行っており、あわせて利用している⁽³⁾。学業成績は半期ごとに学生に開示した。このように、本学では客観性をもった厳格な成績評価の運用に努めている。

シラバスには、科目名、担当教員、カリキュラム体系上の位置付け、授業形態、開講時期、必修・選択の別、単位数、授業の目的、受講上の注意、修得目標、学修成果との対応関係、成績評価方法、テキスト・副教材、オフィスアワー、各回の授業内容、事前・事後学修の内容を記載した⁽⁴⁾。また、教員がこれらの項目を適切に記述できるように、F D 委員会がシラバス作成ガイドを策定し、教員に配付・説明した。また、全ての科目のシラバスの内容をカリキュラム委員会が査読し、必要に応じて内容の加筆修正を求めた。

（３）適切な教員の配置

本学は、平成 29 年度は 21 名の専任教員と 11 名の非常勤教員を配置した。一般教育科目のうち専門基礎科目のほとんどは専任教員が担当し、外国語科目、教養原論科目、スポーツ科目は非常勤教員が担当した。専門教育科目にあつては、一部の科目を除き、専任教員が担当した。本学が授与する学位は包装食品工学の分野である。この分野は複数の専門領域からなるので、農学、工学、理学、医学の分野における博士の学位を有するもの（9 名）、あるいは包装食品工学の各分野において優れた研究業績、実務上の業績を有するもの、知識及び経験を有するもの（12 名）を専任教員として配置した。包装食品製造に関連する企業に在籍している、あるいは在籍した経験のあるものも多い（15 名）。

（４）教育課程の見直し

教育課程編成・実施の方針についての継続的な点検・見直しは、平成 28 年度の自己点検・評価報告書でも課題としていた。これについては、就業力育成支援委員会のあとを受けて大学運営会議が担当することとなった。教育課程の編成は、カリキュラム委員会が毎年見直しを行っている。

平成 29 年度は新しいカリキュラムがスタートしたところであり、変更はなかった。新しいカリキュラムと、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針との整合性、並びに学修成果の達成に対する適切性に関する検証と、それに基づいた教育課程の改善の必要性の判断は、今後実施する。また、ステージゲートについては、学修支援委員会が主体となって検討を進めているが、まだ緒に就いたばかりであり、学生の実践的職業力強化に向けて、効果の検証と継続的な改善を進める。

[区分 基準Ⅱ－Ａ－３ 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

＜区分 基準Ⅱ－Ａ－３の現状＞

本学は包装食品製造に関連する専門的な知識や技術を教育している。2 年間で専門的な内容を体系的に扱うためには、教育課程の約 4 分の 3 を要する。教養教育については、限られた時間の中で最大限の効果を得られるように、また専門教育の土台となるように、1 年次前期に多くの科目を集中して編成している。

（１）教養教育の内容と実施体制、専門教育との関連

本学では、一般教育科目を「外国語」「専門基礎」「教養原論」「スポーツ」の四つの分野に分けている。専門基礎科目では、専門教育の土台となる自然科学の基礎や、道具として必要な ICT 技能、文章作成技術を身につけられるような編成となっている。これら専門基礎科目はほとんどを専任教員が担当し、専門教育との連携を取りやすい実施体制を敷いた。その他の三つの分野では、専門教育と直接的な関連は薄くとも人間的な深みを増すことのできる科目を用意している。このように、本学の教養教育はコンパクトながらも幅広い教養を培うことができる内容である。

（２）教養教育の効果の測定・評価と改善の取り組み

教養教育の効果の測定については、卒業生及び卒業生の就職先企業に対してアンケート調査を行い、一般教養科目の必要性や、学生が一般教養を身に付けているかどうかの調査を行った。調査結果からは、特に大きな改善の必要性は認められなかった。

[区分 基準Ⅱ－Ａ－４ 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

＜区分 基準Ⅱ－Ａ－４の現状＞

本学の教育課程の核は、包装食品の製造現場で求められる実践的な知識と技術であ

る。教育課程の編成にあたっては、基準Ⅱ－A－2で述べたように、包装食品製造に関わる分野を12に分けて科目を編成している。授業形態は講義、演習、実験・実習を組み合わせているが、特に専門教育科目の演習、実験・実習が22単位と、全体の約26%を占めるのが特徴である。

（１）職業への接続を図る職業教育の実施体制

本学では、専門教育を実践的な内容とするために、連携企業が持つ知見や技術を可能な限り教育内容に反映させている。また、平成29年度は専任教員と非常勤教員あわせて32名中、包装食品製造に関連する企業に在籍している、あるいは在籍した経験のある者を15名配置した。また、1年前期終了時にインターンシップ科目を設けている。これは、職業体験を経ることで、1年後期に本格化する専門科目学修への動機を高め、また実践的な知識や技術に関する具体的目標を見つけられるように配慮したものである。このように、教育内容が実践的な職業教育となるような実施体制を整えている。

（２）職業教育の効果の測定・評価と改善の取り組み

職業教育の効果の測定は、卒業生及び卒業生の就職先企業に対してアンケート調査を行っている。企業に対しては卒業生の評価もお願いしており、その意見を教育課程の改善等に利用するのが目的である。平成29年度も調査を行ったが、その結果を十分改善に活かしたとは言えない。また本学は、学生が食品関連の国家資格及び民間資格を取得することを奨励している。特に、「公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会が認定する缶詰巻締主任技術者、缶詰品質管理主任技術者、缶詰殺菌管理主任技術者の資格、厚生労働省が認定する食品衛生管理者と食品衛生監視員任用資格、食品科学教育協議会が認定するフードサイエンティスト（食品科学技術認定証）の資格⁽⁵⁾」を重視している。これらの資格取得状況は、職業教育の効果の測定指標としても位置づけている。外部有識者から教育課程改善のための意見聴取も行っている。平成29年度は、資格取得率と成績低下を受け、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会の土橋専務理事と教育課程の改善点について意見交換を行った。

本学では、実践的職業力として本学で培った科目がどのように現実の包装食品製造工程と結びついているかを学生が正しく理解し、問題解決に向けた応用力を身に付けることを重視している。このための仕組みとして、平成29年度1年次生よりステージゲートと称する仕組みを導入した。平成29年度1年次生から適用している新カリキュラムに対応した内容で、学生の応用力を把握するとともに、学修が不足している部分を学生に認識させ、復習を通じて強化させるよう指導し、一定の応用力、すなわち包装食品製造プロセスへの対応力を持った学生の育成に努めている。

[区分 基準Ⅱ－A－5 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

＜区分 基準Ⅱ－A－5の現状＞

平成28年3月に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、全ての大学は三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表することが義務づけられ

た。施行は平成 29 年 4 月 1 日である。本学においては、それ以前より、三つのポリシーを策定し、それらに基づいて入学者受け入れの方針やカリキュラムを検討してきた。しかしながら、必ずしも三つのポリシーが一貫性あるものとは言えなかった。そこで、平成 28 年度は三つのポリシーの見直しを行い、入学者受け入れの方針を改定した。

＜平成 28 年度に改定した入学者受け入れの方針＞

東洋食品工業短期大学は、本学で学ぶ目的意識・意欲、知識、能力を備えた、以下のような人を求めています。

1. 本学の求める学生像

- ◆ 「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人
- ◆ 自ら積極的に学習し、考え、行動して、課題を解決することに興味を持てる人
- ◆ 授業や学校行事等の身近な事柄について、周りの人々と一緒に取り組むことができる人
- ◆ 理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎学修に取り組むことができる人

2. 入学者選抜の方針

- ◆ 本学の教育課程にふさわしい学力を持っているか否かを、個別学力試験で評価します。
- ◆ 「包装食品製造」に対する学習意欲や人物像を、エントリーシート、小論文、面接、調査書において評価します。

このように、入学者受け入れの方針には、「食の安全・安心」に強い関心を持ち、「包装食品製造」の理論と技術の両方を持ち合わせたエキスパートをめざす意欲のある人を第一に挙げており、これは卒業認定・学位授与の方針に記載されている食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身につけていることに対応している。このほかにも、本学での教育課程を経て、将来身につけられる力を明確にし、それらを達成するために大学が入学者に求める能力を明確にした。本学は開学当初より食品業界に貢献できる人材の育成を教育目的としてきたが、今回、入学者受け入れの方針の改定によって、本学での学修内容に対する入学者の理解が深まり、将来を見据えた選択が可能になった。このように、新たに策定した入学者受け入れの方針は、本学における学修内容に的確に対応している。

入学者受け入れの方針は、大学案内や本学ウェブサイト^{1-A(3)}に記載されているほか、入学試験要項⁽⁶⁾にも明確に記載されている。

本学における入学試験の選抜方法は、指定校推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験、社会人推薦入学試験、外国人留学生入学試験、科目等履修生入学審査がある。

受験生の学力把握・評価については、入学者受け入れの方針の第 4 項に記載している理系科目（特に数学と化学）と英語の基礎的学力とした。科目等履修生の審査を除く入試区分においては全て面接を実施し、合否判定の評価に反映させている。面接試験で

は、本学の入学者受け入れの方針に定める「包装食品製造」に対する学修意欲や人物像について評価している。

指定校推薦入学試験では、平成 29 年より本学の教育内容に関わるテーマで小論文を課している。小論文の課題は試験当日に与えられることから、日頃の食品に対する関心の高さを測ることができており、小論文の評価と入学後の専門教科の成績とは高い相関を示している。また、公募制推薦入学試験のエントリーシートに本学を志す理由・動機、将来の目標などについて 400 字以内で記載させ、面接試験における学習意欲や人物像の把握に役立てている。

本学での教育課程に相応しい学力を持っているか否かは、公募制推薦入学試験においては、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎、物理基礎、生物基礎のいずれか選択）から選択した 2 教科の基礎的な適性調査、一般入学試験においては、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ、理科（化学基礎＋化学）から選択した 2 教科の学力試験を課し、調査書、面接試験と併せて総合的に判定している。

以上のように、各選抜方法は入学者受け入れの方針に対応している。また、各選抜方法に対して明確な選考基準を定め、公正かつ適正に実施している。この選考基準は、選考結果を客観的に数値化したものであり、合格判定会議出席者が周知して適正に運用しているが、外部には公表していない。

入学試験要項には、授業料やその他入学に必要な経費を明示しており、本学の受験希望者に適切な情報を提示している。

入学試験選抜方法の点検や見直しを行うため、入試委員会を設置し、教授より委員長を選抜していたが、平成 28 年度の教育改革の中で入試委員会を廃止し、新たにアドミッションセンターを立ち上げた。同センターは、専任制ではないが、学長がセンター長となり、学科長、事務室長並びに教務課長がメンバーとなって、

- ① 入学者選抜方法の調査・研究及び企画・立案に関すること
- ② 入学者選抜方法の成績評価に関すること
- ③ 入学者選抜試験結果の分析に基づく選抜試験の妥当性の検証に関すること
- ④ 入学前教育の企画・立案に関すること
- ⑤ 学生募集に関わる広報に関すること
- ⑥ その他、センターの目的を達成するために必要なこと

といった業務を遂行している。

受験の問い合わせは、本学事務室に繋がるため、事務室が適正に対応している。また、学校訪問等において、入学試験要項を用いて本学の入学者受け入れの方針を高等学校関係者に説明している。高等学校には定期的に訪問しており、その際に入学者受け入れの方針に関する意見があれば、報告書で共有化する仕組みを取っているが、現状では入学者受け入れの方針の見直しに繋がる意見はない。

[区分 基準Ⅱ－A－6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

＜区分 基準Ⅱ－A－6 の現状＞

学修成果とは、卒業認定・学位授与の方針の下で達成すべき具体的な成果を列挙したものであり、入学者受け入れの方針とつながりが強い。平成 28 年度には、教育課程編成・実施の方針と合わせ、三つのポリシーを改定したことで、学修成果についても見直しを行い、新たな D P と対応する整合性の取れた形に改定し、新しい学修成果は、平成 29 年度 1 年次生より適用を開始した。

新しい学修成果は、それぞれの D P、すなわち、（D P 1）食の安全・安心を支える人間力、すなわち、包装食品製造に従事する上で欠かせない、責任感、誠実さ、及び価値観を身に付けていること、（D P 2）包装食品製造ラインあるいは製造プロセスにおいて、将来、リーダーとして活躍したいという意欲を持ち、かつ、活躍できる資質（知識・技術・問題解決力）を身に付けていること、（D P 3）自らの意見を相手に正しく伝えられるとともに、相手の意見を傾聴できるコミュニケーション能力を身につけていること、（D P 4）全ての必修科目を含む合計 62 単位以上を修得していること、このうち（D P 1）、（D P 2）、（D P 3）にそれぞれ関連する学修成果として下記 9 つを策定した。

・ D P 1 に関連する成果

1. 責任感を持って、誠実な態度で物事に取り組むことができる。
2. 食の安全・安心を実現するための要素を理解し、幅広い教養を基礎に置いて的確に判断することができる。

・ D P 2 に関連する成果

3. 食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術を備えている。
4. 食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を備えている。
5. 食品製造に関わる知識と技術のつながりと役割を理解し、問題を発見することができ、その問題解決にあたることができる。
6. リーダーを目指して、意欲的に目標を設定し、遂行できる。

・ D P 3 に関連する成果

7. 自分の言いたいことを相手に伝えることができる。
8. 相手の言いたいことを理解することができる。
9. 自分と異なる考えや価値観を理解したうえで、人と積極的に関わることができる。

〔区分 基準Ⅱ－A－7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。〕

＜区分 基準Ⅱ－A－7の現状＞

本学のカリキュラムは、「一般教育科目」「専門教育科目」の各科目における教育の目的・目標を直接反映している。更に入学から卒業までの4期（各前期・各後期）において、各科目のつながりを表したカリキュラムマップを定めている。また、卒業認定・学位授与の方針に対応した学修成果を分かりやすく表記した対応表を定めている。これらカリキュラムマップや各科目の学修成果対応表をもとに、学生が勉学に励めば、卒業までに所定の要件を満たし、学修成果を達成することが可能である。

全ての科目の成績は定量的な評価を行っているので、学修成果の達成度を測定できるようになっている。

学修成果の測定方法と開示方法は、以下の通りである。

1. 「D P 1に関連する成果」「D P 2に関連する成果」「D P 3に関連する成果」に対応している「必修」科目の平均点を算出する（最大100点）。
2. 「D P 1に関連する成果」「D P 2に関連する成果」「D P 3に関連する成果」に対応している「選択」科目の平均点を算出する（最大100点）。
3. 上記1、2を棒グラフ化して、前期末試験並びに後期末試験の結果とともに送付する。

この学修成果の測定方法と開示方法は、平成29年度1年次生より適用を開始した。これにより、平成28年度自己点検・評価報告書で挙げていた「学修成果の査定（アセスメント）方法を学生に開示していない」という課題に対応できた。

一方、平成29年度において2年次の学生については、旧カリキュラムでの履修のため、学修成果の達成度については、以下の6つの学修成果により評価した。

・ 基礎的な素養を身につけ、教養高い人材となる。

1. 自主的、継続的な学習習慣を身につけ、科学的・工学的素養、思考力、倫理観、行動力を備えます。
2. 一般教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学習し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を身につけます。
3. 少人数教育を生かし、礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を身につけます。

・ 専門性の高い技術を身につけ、実践性に富む技術者となる。

1. 包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた、食の安全・安心を担える技術者になります。
2. 食品加工に関する幅広い知識と、充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者になります。
3. 資格に裏打ちされた、国際的に通用する技術者になります。

「科学的、工学的な素養と思考力」は、主として一般教育科目の中の自然科学系の科目において修得目標として設定されており、これらを修めることで学修成果が達成される。

「一般教養」を身につけるために、人文社会系の科目を設けている。また、語学教育として英語を重視するとともに、年 1 回、タイ王国ランシット大学への短期研修プログラムを設けており、学生は「国際的な交流に対応できる幅広い視野」を養うことができる。これらの科目の多くが 1 年次の授業科目として設定されており、1 年間の学修によってこれらの学修成果が達成できるよう旧カリキュラムでは組まれている。全ての科目の成績評価は定量的な評価を行っているので、学修成果の達成度を測定できるようになっている。

その他の学修成果のうち、「倫理観、行動力、コミュニケーション能力、豊かな人間性（礼儀、協調性、責任感、忍耐力）」については、毎年 4 月初旬に行われる新入生向け学外研修オリエンテーション、実験・実習・インターンシップ等の授業科目、更に普段の学生生活において獲得できるよう指導体制を敷いており、平成 29 年度の新カリキュラムでも引き続き実施している。これらの学修成果はすぐに身につくものではなく、卒業までの 2 年間をかけた修得を想定している。学修成果に直接つながる科目については必修科目として設定し、定量的な成績評価を行っている。

食品加工と包装技術に関する幅広い専門知識は、いずれも 2 年間をかけて修得する専門教育科目を通じて身につけることができる。その内容は、旧カリキュラムマップにおいては「食品」「包装材料」「食品製造」「食品包装機械」「微生物制御」「品質保全」の 6 領域に分けられ、各領域に設けた科目群を修得することで学修成果が達成できる。特に重要な科目については必修科目とし、事実上、学修成果を達成することが卒業の要件となっている。また、全ての科目について定量的な成績評価を行っている。

「充填・密封・殺菌の基礎技術」は、先に挙げた 6 領域のうち「食品製造」と「食品包装機械」における科目群を履修し、修得できる。これらの科目も多くが全ての学生を対象とした必修科目となっている。

技術の修得を目標とした学修成果に対しては、実習科目を中心としたカリキュラム編成を行っている。実習科目であっても成績は定量的に評価しており、学修成果の達成状況を査定することが可能である。

以上の 6 つの学修成果をもとに平成 29 年度において 2 年次の学生（平成 30 年 3 月卒業）の達成度を評価すると、表Ⅱ－1 のようになった。平成 28 年度の達成度評価とほぼ同様で、二つの学修成果で A 評価であった。B 評価でも 78 点、79 点と A 評価に僅かに足りない評価で、平成 29 年度の卒業生は比較的高い学修成果を達成できたことが分かる。

表Ⅱ－1 6つの学修成果の達成度評価

学 修 成 果	評 価 (平均点)
自主的継続的な学修習慣を身につけ、科学的・工学的素養、思考力、倫理観、行動力を備える	B (79)
一般的教養並びにコミュニケーション能力などの基礎を学修し、国際的な交流にも対応できる幅広い視野を身につける	A (82)
礼儀、協調性、責任感、忍耐力を備えた豊かな人間性を身につける	B (78)
包装食品技術に関する幅広い知識を身につけた食の安全・安心を担える技術者になる	B (78)
食品加工に関する幅広い知識と充填・密封・殺菌の基礎技術を身につけた実践的な技術者になる	A (81)
資格に裏打ちされた、国際的に通用する技術者になる	B (79)

*平成29年度卒業生の最終成績をもとに算出

このように、本学の学修成果の達成度は定量的な評価が可能であり、その結果をもとにカリキュラム編成や教育体制の改善へダイレクトにつながられる単純性と明快性を備えているといえる。

平成28年度に三つのポリシーを改定し、教育課程も平成29年度1年次生からこれら新しいポリシーに基づいたものに変更された。これにより新しく策定されたカリキュラムにおいても、旧カリキュラム同様、各資格認定が適用できるように調整し、取得可能な状況になっている。具体的には、平成29年度1年次生から適用される科目群の履修により、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格である「缶詰巻締主任技術者」「缶詰品質管理主任技術者（1次試験免除）」「缶詰殺菌管理主任技術者（1次試験免除）」が得られるほか、東洋食品工業短期大学認定資格である「密封評価技術者」（キャッピング、ヒートシール）、国家資格である「食品衛生管理者」「食品衛生監視員」、また食品科学教育協議会認定資格である「フードサイエンティスト」（食品科学技術認定証）の資格を取得できる。

これらの資格は、包装食品業界における社会的なニーズを直接反映した重要な資格であり、食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」に関する知識と技術、更に食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」に関する知識と技術を身につけないと取得できない。本学における実践的な知識と技術の学修成果を証明するものとして、これらの資格取得が位置づけられる。各資格は要件とされる科目の取得単位数で認定され、資格によっては、それに加えて筆記試験や実技試験が課される。いずれも定量的な成績評価が行われ資格が付与される。また、就職の際にこれらの資格の有無が問われることもあり、実際の価値がきわめて大きい学修成果と位置づけられる。

平成29年度は、1年次37名中1名が原級留置となった。残りの36名（97%）の学生は進級した。また、2年次37名中37名（100%）の学生が卒業した。したがって、年度

当初の在籍学生のうち、98%以上の学生が各科目の学修成果（修得目標）を達成し、その総体として教育課程の学修成果を達成したと評価される。

旧カリキュラムを履修した平成 29 年度 2 年次学生の各資格に対する合格率等を表 II-2 に示す。

表 II-2 平成 29 年度本学の学修成果に対応する資格とその合格率*

資 格 認 定		対象者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
缶詰巻締主任技術者		17	17	100
缶詰品質管理主任技術者	一次試験	37	37	100
	二次試験	33	13	39
缶詰殺菌管理主任技術者	一次試験	37	37	100
	二次試験	31	11	35
密封評価技術者（キャッピング）		6	6	100
密封評価技術者（ヒートシール）		4	4	100
食品衛生管理者・食品衛生監視員		37	37	100
フードサイエンティスト		37	37	100

* 資格取得のために試験合格後の実務経験が必要なものや、申請手続きを行って資格取得が完了するものもあるため、資格取得者としてではなく、合格率として示した。したがって、実際の資格取得者数とは必ずしも一致しない。

資格取得状況については表 II-2 にまとめたとおり、多くの資格で高い合格率が得られている。したがって、包装食品の技術者に求められる専門的な知識と技術について、基本的な学修成果については高い達成率が得られたと判断される。缶詰品質管理主任技術者と缶詰殺菌管理主任技術者の一次試験は全員が合格したが、二次試験は平成 28 年度より合格率が低かった（平成 28 年度合格率は、缶詰品質管理主任技術者が 70%、缶詰殺菌管理主任技術者が 78%）。この件に関しては、関係授業科目の担当教員が対応策を検討している。一方、東洋食品工業短期大学認定資格密封評価技術者（キャッピング、ヒートシール）については、受験者数が平成 28 年度より減少したが、合格率はいずれも 100%で大きく高まった（平成 28 年度合格率は、キャッピング 78%、ヒートシール 71%）。これら資格試験の内容がかなり高度であり、学修成果としては「基礎技術」を超えた発展的内容を含んでいる。

〔区分 基準 II-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

＜区分 基準 II-A-8 の現状＞

本学は、平成 24 年度より卒業後評価を開始し、卒業後評価としては主に郵送によるアンケート調査によって行っている。アンケート調査の対象は、本学卒業生を採用したことのある企業と、本学卒業生自身に対して行っている。またこれらアンケート調査の

結果は、本学における教育の質向上に係る資料として有効活用している。平成 29 年度は、両アンケート内容を見直し、郵送またはスマートフォンを使用した無料通信アプリ「LINE」により実施し、その結果を分析した。

企業に対しては、平成 28 年 3 月に卒業した学生が入社した企業を対象とし、以下の項目を調査している。

- ・ 職場で必要とされる知識・能力・技能
- ・ 本学卒業生の在籍人数
- ・ 卒業生の勤務部門（過去 3 ヶ年に入社した卒業生対象）
- ・ 本学卒業生の優れているところ
- ・ 本学卒業生の不足しているところ
- ・ 仕事に必要な・有利になる資格
- ・ 学生が身につけておいて欲しい能力
- ・ 企業で必要としている人物像
- ・ 本学に対する提案・要望

卒業生に対しては、平成 28 年度は未実施のため、平成 27 年 3 月に卒業した学生及び平成 28 年 3 月に卒業した学生を対象とし、以下の項目を調査している。

- ・ 本学で学んだ内容は、今の仕事に役立っているか（科目の役立ち度）
- ・ 特に役立っていると、今になって思える内容や科目（任意回答）
- ・ こんな科目があればというアイデア（任意回答）

以上の内容でアンケート調査を実施し、集計・分析した結果は、今後の教育や就職活動に役立てられるよう、教職員へ公開している。

平成 29 年度において、企業を対象としたアンケートの回収率は、平成 28 年度が 54%、平成 29 年度は 55%で例年並みの回答率であった。質問項目に関する分析結果としては、「企業が求める人物像」や「各種資格取得」などにおいて、本学に対する期待感が大きいことが示された。

それに対し、卒業生を対象としたアンケートの回収率は、平成 27 年度が 17%と低かったが、平成 29 年度はスマートフォンを使用し、無料通信アプリ「LINE」により実施したためか、回収率が 28%となり向上を図ることができた。質問項目に関する分析結果としては、就職先の企業での業務内容と必ずしも一致しない「一般教育科目」「卒業研究」に対する評価が低く、業務内容に近い「インターンシップ」「食品製造関連科目」「機械関連科目」に対する評価が高かった。

<テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の課題>

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、平成 28 年度に改定された。新しい三つのポリシーと教育課程の整合性並びに運用の適切性を検証するために、現状を調査・分析する必要がある。具体的には、学生がどの程度

効果的に学修成果を身につけたか、そのための教育課程の編成は適切であったか、入学者は求められる資質を持っていたか、等の調査が必要である。また、これまで実施してきた地元産業界だけでなく、対象範囲を拡大するため、在学生、卒業生及びその就職先企業からも意見を聴取し、それらのデータをもとに三つのポリシーや教育課程の点検・見直し作業を行う必要がある。

平成 29 年度 1 年次生より適用している新カリキュラムについては、まだ 1 年目で十分な検証ができていない。新カリキュラムと、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針との整合性、並びに学修成果達成に対する適切性に関して今後検証するとともに、教育課程改善の必要性についても検討する必要がある。

単位の実質化が達成できているとは言い難く、科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事後学修の内容などを総合的に検討し、改善していく必要がある。

ステージゲートについては、まだ緒に就いたばかりであり、内容の適正化や教員による指導のあり方等、効果の検証と合わせて継続的に改善を図る必要がある。

資格取得は本学の教育課程の効果をみる指標の一つであるが、平成 29 年度は例年に比べ著しく取得率と成績が劣る資格があった。関連する授業において既に対応策は検討したが、これが改善につながるかどうか、平成 30 年度に検証する必要がある。

教育課程編成・実施の方針が大学案内に掲載されていないため、情報公開の観点からも公開が必要である。

卒業生アンケートの回収率が低い。また、平成 29 年度は SNS を利用したが、個人情報が含まれることから、情報漏洩のリスクが低い方法を検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の特記事項＞

平成 28 年度より推進している大学改革の中で、包装食品工学において学修する分野を明確にした。すなわち、食品製造工程を構成する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の 7 分野と食品製造工程全体を支える「品質管理」「衛生管理」「食品衛生」「検査」「関係法規」の 5 分野を包装食品工学科における学修分野とした。これら 12 の分野に関しては、本学ウェブサイト^{I-A (3)}の学長メッセージ、大学案内 2018、カリキュラム案内^{Ⅲ-A (1)}にも明記して、学生を始めとして、学外への周知を図っている。

〔テーマ基準Ⅱ－B 学生支援〕

＜根拠資料＞

- (1) シラバス作成ガイド（平成 29 年度）
- (2) 授業評価アンケート
- (3) オリエンテーション計画表（日程）
- (4) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 4-03 文書保存規定
- (5) 図書館便り

- (6) 学修支援委員会議事録
- (7) 2018 学生便覧 P4～P6
- (8) 国際交流委員会議事録
- (9) 東洋食品工業短期大学規程集 2-11 奨学規程
- (10) 東洋食品工業短期大学規程集 2-15 履修証明プログラムに関する規程

[区分 基準Ⅱ－B－1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

<区分基準Ⅱ－B－1の現状>

(1) 教員の責務

教員は、シラバス作成ガイド⁽¹⁾に基づいて成績評価基準を明確に提示している。評価の方法は授業形態により異なっている。講義の場合、ほとんどの科目で筆記試験による単位認定を行っているが、授業態度やレポート等、筆記試験以外の方法で評価を行っている科目もある^{Ⅱ-A⁽⁴⁾}。実験及び実習科目は、レポートや実技試験及び実習態度等によって評価を行っているが、インターンシップや卒業研究はインターンシップ日誌・報告書だけでなく、成果発表の力量等についても評価の対象としている。評価方法及び評価基準は、各科目担当教員に一任しており、総合点 60 点以上の評価で単位認定している。

学修成果については、シラバスに採点基準や配分も記載されているため、教員は個々の学生が獲得した学修成果を詳細に把握することができる。また、実習等複数の教員が担当している科目については、内容の改善に関し、適宜、関係教員間で打合せを行っている。

学生による授業評価は、平成 26 年度から、FD 委員会が主体となり実施している。学生の授業評価アンケート⁽²⁾は前期と後期の 2 度行っている。全ての科目をアンケート対象としているため、専任教員以外に非常勤講師が担当する科目も含まれる。また、複数教員が担当する科目では、教員ごとに行っている場合もある。公正な結果が得られるよう、アンケートの回収及び結果の集計に教員は関与できない。アンケート結果は各担当教員に示され、それに基づき教員が授業改善計画をたて、次年度の授業改善に取り組む仕組みを構築している。また、アンケート結果が優秀な教員には、優秀教育者賞として表彰状と記念品を授与している。

教員の授業改善については、毎年、FD 委員会が外部研修会の情報を教員に紹介し、平成 29 年度も数名の教員が研修に参加している。また、学内においても FD 委員会が計画的に外部講師を招いた研修会を開催しており、多くの教員が参加し、授業改善に役立てている。

なお、本学では、講義に比べて実験・実習が占める割合が高い。ほとんどの実験・実習が複数の教員で担当しているため、週に 1 回程度、実習内容と方法についてミーティングを行っている。また、講義においても、複数教員で担当する場合は事前に何回かミーティングを行い、意思の疎通を図っている。

教員が担当する科目の教育目的・目標は、シラバス作成時に本学の卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、科目ごとに定めており、達成状況も把握している。担当科目に応じて評価の方法は異なるが、各教員は担当科目での教育目的・目標の達成度を計るに適した手法を検討し、評価を行っている。

学生に対する履修及び卒業に至る指導については、入学時のオリエンテーションで、本学のカリキュラム及び履修方法について時間をかけて説明を行っている³⁾。また、ほとんどの教員が、初回授業の際、シラバスに記載されている内容を学生に説明し、修得目標や履修上の注意を伝えている。また、1年次生を対象としたCH（コミュニケーション・アワー）の時間を設けており、担任が中心になって、学生生活に必要な情報を提供するほか、授業や施設設備等、大学に関する学生の意見を直接ヒアリングしている。

2年次においても、進級時のオリエンテーションで、カリキュラム説明と科目履修上の注意などを全員に行っている。特に、卒業要件や資格取得要件については、間違いが生じないように丁寧に指導するとともに、各々の学生が修得目標を持って、履修登録するように指導している。また、2年次では卒業研究が始まり、全ての学生は担当教員のもと、1年にわたって専門的な教育のみならず、社会常識についての指導、卒業までの支援を受けている。卒業研究は、学長・学科長を除く教員を食品製造、密封、分析、微生物の4グループに分け、グループの中から選択させるという形式を取っている。卒業研究で各グループに分かれることにより、自らの更なる学びの軸足をどこに置いているか、学生一人ひとりが意識できており、この点でグループ制の導入は有意義な仕組みである。なお、学科長が卒業研究を指導する場合は、学科長も上記4グループのどれかに関連したテーマで学生を指導することになる。

各科目担当教員も、学生からの相談はいつでも受け付けるというのが従来からの体制だが、新たに平成25年度後期から、学生からの授業に関する質問・相談に必ず応じられる時間をオフィスアワーとして設定し、平成26年度からはその旨をシラバスに明記した。また、平成26年度から授業以外の学修時間についてもシラバスに予習復習等の必要事項を明記するようにした。平成29年度には、各回に予習復習内容をシラバスに具体的に記載し、自発的な学修が行えるよう指導している。

（2）事務職員の責務

事務職員は、カリキュラム委員会、学修支援委員会、FD委員会の構成員として参画しており、学生の学修成果を認識し、学修成果の獲得に貢献している。また、CHや個々の相談を通じて適切な支援を心がけている。

事務職員は、学生に配付されている学生便覧やシラバスの内容を熟知しており、教育目的・目標の達成状況を把握している。

オリエンテーションにおいては、学生への履修説明を教員とともに担当している³⁾。オリエンテーション後も、職務を通じて履修及び卒業に至る支援を行っている。

学生の成績記録については文書保存規定⁴⁾に基づいて適切に保管している。

（3）施設設備及び技術的資源の有効活用

① 図書館の専門職員による学修向上のための支援

本学図書館は学長に直属した機関であり、館長、図書館員各1名と図書委員2名で管理・運営されている。

購入図書選定及び図書等廃棄については、図書館長を中心に、選任した図書委員により定期的（毎月）に図書委員会を開催し、選定している。また、図書委員会よ

り各教員に対し、学生向け推奨図書の選択、購入を呼びかけている。

蔵書については、教員の研究分野である食品の専門分野に関する書籍が多く、図書購入もこれらの分野が中心である。しかし、図書館では学生に幅広い教養を身につけさせる役割を担っていることも認識しており、学生向けの一般教育科目に類する書籍や一般教養図書については、学生から希望図書を募集し、積極的に購入を進めている。また、学生が利用しやすいように、話題性のある図書の配置を検討するなど、様々な取り組みを行っている⁽⁵⁾。

平成 23 年度には図書貸し出しシステムを導入し、より利用しやすい図書館となった。

図書館には、本学の専門分野である食品関係の蔵書をはじめ、学生の専門教育科目、一般教育科目に関する蔵書、並びに、教育・自然科学・土木・建築・園芸、その他学生の必要とする一般の蔵書も揃えているが、改版等により内容が古くなった蔵書も多い。特に本学の専門教育において重要な領域に関しては、新規図書を毎年揃えていく必要があり、今後、継続的に新しい図書を購入していく。

近年は授業に A V 資料を利用することが多くなっていることから、DVD・ビデオテープ等の資料の保管場所を定め、館内に DVD・ビデオテープが視聴できる映像機器を設置している。学生の図書館の利用については、入学時に図書館利用ガイダンスを実施し、授業に関係することだけでなく、広く一般的な事柄の調査にも利用するよう説明している。

本学図書館には、本学の特徴でもある食品関係の蔵書が多数あることから、食品業界関係者の利用もある。学内外の入館者が、どのような分野の図書を利用しているかを詳細に把握するため、入館者の氏名・所属・利用時間・利用図書等の図書館利用状況を記録している。平成 23 年度には自動貸し出しシステムを導入して利用拡大を図った。

本学図書館は、近畿地区図書館協議会、兵庫県大学図書館協議会、私立短期大学図書館協議会に加入しており、各協議会を通じて情報の発信・収集及び連帯を図っている。また、学内については、図書の新着情報と図書館だより（ともに月刊）を発行し、学生の利用を呼びかけている。学外者にも図書館を開放し、地域・社会貢献に取り組んでいる。

② 職員による図書館の利便性向上

学生のレポート等については、インターネットで調査し作成することも可能な時代ではあるが、教員の多くは図書館の蔵書を利用してレポートを作成するよう働きかけている。また、蔵書には改版等により内容が古くなった書物が多いことから、分野ごとに見直しを図り、担当教員により要否を検討の上、順次最新の発刊書に更新を図り、利用頻度を高めている。

平成 27 年度に私立大学等教育研究活性化設備整備事業にてアクティブ・ラーニング対応として図書館の閲覧室内の設備（電子黒板、パソコン、ホワイトボード等）を導入した。平成 28 年度は「情報処理演習」の授業で活用を試み、学生全員が参加するような規模の講義に利用する場合の問題点が挙げられた。そこで、平成 29

年度は少人数で利用できる実習や卒業研究などに利用している。しかし、図書館での講義は、ラーニング・コモンズ化が進んでいない現状においては、他の利用者に迷惑がかかることもあり、検討が必要である。

③ 教職員によるコンピュータの活用

学生への情報処理教育の一環として、パソコン・ソフトの習熟を目的とした情報処理演習の科目を設けている。また、本学には、教師用及び学生用パソコンを設置した I T ルームがあり、情報処理演習等の講義で活用している。このパソコンは常時インターネットに接続可能としている。また、学生談話室及び図書館に設置されているパソコンも随時使用できるようになっており、各種調査や就職活動に利用できるようになっている。なお、学生寮（男子寮）の談話室にパソコンを 2 台設置し、レポートの作成、インターネット等の利用もできるようにしている。また、寮生の各個室には、インターネット接続用の L A N ポートが設置されており、インターネット利用が可能となっている。

学生が利用可能な学内 L A N は構築されていないが、平成 29 年度からアクティブ・ラーニングの一環として、市販のラーニング・マネジメント・システムを導入した。1 年次前期のみの運用であったが、アンケート結果からも学生及び教員の評価は高く、特に復習による知識の定着に効果がみられた。

④ 学内 L A N 及びコンピュータの利用促進

学生が利用可能な学内 L A N は構築していないが、ラーニング・マネジメント・システムとして市販の G l e x a を導入することとし、平成 29 年度前期に一部の科目で検証を行った。G l e x a に関する教員へのアンケートからも、利用が容易で教育改善につながったという回答が多かった。また、G l e x a では、学生とメールで直接情報を提供することができるため、連絡や学生からの質問に迅速に対応できた。一方で、導入効果の程度は教育方法や教員によって差が見られ、全ての科目や教員が G l e x a の機能を十分使いこなせた訳ではない。平成 30 年度は本格的に G l e x a を導入するが、機能を十分教育活動に反映できるよう、教員一人ひとりの意識を高めることも重要である。

⑤ コンピュータ利用技術の向上

職員には 1 台以上のパソコンが供されており、授業、各種調査や学校運営に活用している。教職員は業務に必要な P C 利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

〔区分 基準Ⅱ－B－2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ－B－2の現状＞

(1) 入学手続き者に対する情報提供

本学では、入学手続き者に対して、授業や学生生活についての情報を提供している。更に、入学するまでの準備学習として、入学前課題を課して提出することを義務づけており、入学後にしっかりした学力と心構えで臨めるように指導している。

(2) 学修、学生生活のためのオリエンテーション等

入学者に対する指導については、入学時のオリエンテーションで学生便覧を配付して、大学生活全般についての説明と2年間の大まかなスケジュール等を周知している。また、このオリエンテーションでは、シラバスに記載されている内容を中心に、卒業までの科目選択や資格取得についての説明も実施している。

平成29年度のオリエンテーションからは、新たに実験・実習体験を設け、新入生全員が食品製造及び密封実習並びに微生物及び分析化学実験を行った。初めて体験した学生も多いため、本学での学修に興味を持ち、理解を深めるきっかけ作りとしては十分な結果が得られたと思われる。

上記のほかにも、学生会やクラブ紹介など、学業以外についてもオリエンテーションのプログラムに組み込み、新入生が速やかに学校生活に適應できるようにしている。入学式後の週末には、1泊2日の学外研修オリエンテーションを行い、共同生活、グループ活動を通して、新入生同士、上級生、教職員との親睦を図ってもらうとともに、大学生活での目的・目標の明確化を促している。

(3) 学修の方法や科目選択のためのガイダンス等

学修成果の獲得に向けて、まず、入学時のオリエンテーションで、履修科目の選択に関するガイダンスを行い、必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数及び各種資格取得に必要な科目等の関連を明確に説明し、計画的で効率よく学業に専念できる履修計画を立てるように指導している。

2年次生に対しても、進級時のオリエンテーションで履修科目のガイダンスを行い、再度、必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数及び各種資格取得に必要な科目等の関連を明確に説明するとともに、学生自らが描く将来像を見据えた履修計画を立てるように指導している。

なお、平成29年度から新たに、「ありがたい姿」「学びの姿勢」を学生に考えさせ、それを教授会構成員が面談を通してアドバイスする、という取り組みを始めた⁽⁶⁾。学修の動機付けという観点から、入学直後の5月、インターンシップ実習前の7月、就職活動準備期の12月、進級直後で履修登録前の4月、そして卒業前の12月の計5回実施する予定であり、学生自らが思い描く将来像を見据えながら、学修状況等のヒアリングやアドバイスをを行うことで、2年間で獲得する学修成果が高まるよう支援している。

(4) 学修支援のための印刷物の発行

建学の精神、教育研究上の目的と目標、卒業認定・学位授与の方針等の三つのポリシ

一については、学生便覧⁽⁷⁾及びウェブサイト^(1-A 3)に記載している。学生便覧については、入学時及び進級時のオリエンテーションで配付し、上記内容を詳しく説明している。

学修成果やカリキュラムマップ、各科目のシラバスについては、カリキュラム案内及びウェブサイトに記載している。カリキュラム案内については、学生便覧と同様、入学時及び進級時のオリエンテーションで内容を詳しく説明している。

各科目のシラバスについては、担当教員や開講時期はもちろん、授業の目的、受講上の注意事項、修得目標、成績評価の方法、各講義の内容及び事前事後学修の内容などを盛り込んでおり^{II-A (4)}、学生が各科目の学修計画を立てやすくなるよう配慮している。

(5) 基礎学力が不足する学生に対する対応

平成 28 年度までは、1 年次は、入学前課題の成果及び基礎学力の把握を目的に、2 年次は、1 年次の復習を含めた学修成果の把握を目的に、入学時のオリエンテーションにおいて英語、数学、化学の基礎学力確認試験を実施していた。しかしながら、単位と無関係な試験であることから、取り組み方も学生により温度差があり、正確な基礎学力の測定ができていなかった。

そこで、平成 29 年度からは、入学時の基礎学力が特に不足している学生にリメディアル教育を受講してもらうことで、基礎学力の早期向上に努めることを目的に、入学時のオリエンテーション期間中にプレイスメントテストを実施するとともに、前期期間中にリメディアル授業を開講することとした。科目は、本学の学修に欠かせない数学と化学、並びに、レポート作成や就職活動等に欠かせない文章作成技術、の 3 科目とし、その実施、運営については、外部業者及び日本リメディアル教育学会に所属する非常勤講師に委託している。

上記以外の取り組みとしては、各科目の担当教員が日々の講義を進める中で、必要に応じて、個々に補習を実施するなどの支援を行っている。少人数を対象としたこのような補習により、専門科目の知識修得が円滑に進んだケースもあり、学生の問題点を正しく掴んだ指導は実を結んでいる。

(6) 指導・助言体制

本学は、S/T 比が非常に低く、学修上の悩みなどの相談に乗りやすい環境であるとともに、学生個々の学力把握と個別指導を容易に行える環境であるが、教職員の資質に頼ることなく大学として組織的に指導助言を行えるよう体制を整備している。

まず、学年ごとの担任制度が基本的な体制で、担任が主体となり 1 年次生を対象に CH を設定しており、この時間帯を使って学生の悩みや改善要望事項等を聞き取り、必要と判断した場合には個別指導を別途行い、様々な目的で活用している。

次に、卒業研究担当教員も学修、生活全般に深く関与するようにしている。もともと少人数教育で学修の進捗状況を把握しやすく、かつ、事務室、教員室も開放的で相談しやすい雰囲気であり、この状況を維持継続するように努めている。

なお、いつでも学生からの相談を受け付けるとというのが従来からの体制だが、新たに

平成 25 年度後期からは、学生からの授業に関する質問、相談に必ず応じられる時間をオフィスアワーとして設け、平成 26 年度からはシラバスに明記している。

更に、平成 29 年度からは、入学後の早い段階で学生に自立的な学びを意識させ、そこに向かって努力する学生を育成することを目的に、「卒業時のありたい姿」「学びの姿勢」について、学生と指導担当教員（准教授以上の教員が 2 人一組となり、6～7 人程度の学生に個別で対応）との間で面談を繰り返し、学生の学修意欲の向上と学修目的の明確化を図ることとした。

担任制度や少人数教育を活かした学修支援の仕組みはそのまま残し、このような新たな取り組みを加えることで、より強固な指導助言体制が整備された。

（7）学修支援体制の整備

本学には通信による教育を行う学科・専攻課程は存在しないため、添削等による指導の学修支援の体制はない。

（8）進度の遅い学生や優秀な学生に対する学修上の配慮

本学は、入学定員 35 名の少人数教育を実践しており、進度の遅い学生や優秀な学生に対しては、可能な限り個別に配慮・対応している。

（9）留学生の受け入れ及び派遣

留学生の受け入れ及び留学生の派遣体制としては、海外から短期研修の学生や社会人の受け入れを行っている。タイ王国ランシット大学等とは学術交流協定 I-A (15) (16) (17) を締結している。なお、タイ王国ランシット大学には、本学学生の短期研修派遣も実施している⁽⁸⁾。タイ王国との交流については、今後、更に受け入れの拡大を検討している。また、外国人留学生入学試験も設定しているが、平成 29 年度は受け入れ実績が無い。

（10）学修成果の獲得状況に基づいた学修支援方策の点検

本学では、9 つの学修成果を設定し、それぞれの獲得状況の量的・質的データを教授会で報告するとともに、各学生にも開示している。また、学修行動調査を行っており、各学生の学修状況を科目ごとに把握している。

しかしながら、これらの関連性の分析については、現時点では行っておらず、学修支援方策の点検にも至っていない。平成 29 年度途中から、関連する委員会で分析手法の検討を始めており、平成 30 年度中には、I R・評価センターが中心となって分析に取り組む予定である。

〔区分 基準Ⅱ－B－3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

<区分基準Ⅱ－B－3 の現状>

（1）教職員の組織（学生指導、厚生補導等）の整備

学生生活の支援は、平成 28 年度まで学生支援委員会が中心となっていたが、平成 29 年度に学生支援委員会を改組し、学修支援に係る活動を学修支援委員会が、学生生活の支援・指導に係る業務を事務室が、それぞれ行うこととした。

本学への入学者は日本全国から集まってくるため、多くの学生が寮での共同生活となる。地方から出てきて寮生活を始める学生についてのケア及び自宅生と寮生とのコミュニケーションを取ることは重要であり、4 月入学時にこれを目的とした学外研修オリエンテーションを行っている。この効果は即日アンケートを取ることでより評価している。寮生活の支援として、事務室所属の寮監を配置し、寮生の生活の管理・指導を行っている。

(2) 学生が主体的に参画する活動の支援体制

学生が主体的に参画するクラブ、同好会については、教授会で選任された顧問がそれぞれの活動を支援する体制となっている。クラブとしては、野球部、サッカー部、バドミントン部、軽音楽部、バレーボール部の 5 団体、同好会としては、フードプロセス研究会、ボードゲーム同好会等が活動している。

学生会については、事務室職員が学生会顧問に就任し、学生の自主的活動をバックアップしている。学生会等の活動は、以下の通りである。

- | | |
|--------------|------|
| ・ 新入生との懇親会 | 4 月 |
| ・ ボーリング大会 | 5 月 |
| ・ 球技大会 | 7 月 |
| ・ 球技大会 | 10 月 |
| ・ 天橋立へのバスツアー | 10 月 |
| ・ 卒業記念パーティー | 3 月 |

(3) キャンパス・アメニティの配慮

学生のためのキャンパス・アメニティへの配慮として、アリーナ（体育館）にカフェテリア（学生食堂）を併設している。また、アリーナにはトレーニングルームも併設しており、学生の健康維持にも配慮している。トレーニング器具のメンテナンスも怠らない。

学内敷地は、キャンパスロード、散策路、花壇等も整備し、構内環境の充実を図っている。街灯についても、大学の雰囲気を持続するようなデザイン・配置に配慮している。なお、本館、図書館周辺通路はバリアフリー化を実施している。

また、社会が複雑化する中で様々な事件が発生しており、大学としても学生の安全確保のための対策を強く要求されている。防犯カメラもその一つであり、以前から設置しているが、従来のタイプでは監視場所がごく限られており、対応が求められていた。そこで、平成 29 年度に新たなシステムを導入し、監視範囲を大幅に広げ、カメラ映像は一定期間保存できるなど、最新の方法で学生の安全性を確保する体制が確立できている。

(4) 学生寮、宿舍のあっせん等

宿舍が必要な学生への支援体制として、学生寮（斉志寮）を本学から徒歩5分の閑静な住宅街の一角に設置している。志を斉（ひと）しくする者が起居・勉学をともにし、規律ある自治的共同生活を通じ自主性を身につける場と位置付けており、事務室職員を常駐の寮監として配置して学生指導と管理運営を行っている。学生は全国から進学してくるため、入寮希望の男子学生は全員入寮できる体制を整えている。

なお、女子学生には、本学から徒歩10分圏内に位置する借り上げマンションを斡旋している。

〈学生寮（斉志寮）施設概要〉

- ・ 建物 S R C 構造 4 階建（延べ床面積 1,552 m²）
- ・ 居室 48 室、全室個室（8 m²）
- ・ 食堂、談話室を 2 階に設置
- ・ 各部屋にインターネット接続用 L A N ポートを設置
- ・ 留学生用として専用居室（16 m²）2 室、シャワールーム 2 ブースを設置

(5) 通学のための便宜

通学時の安全確保の観点より、自動車、バイク等による通学を禁止している。したがって、学生用の駐車場も設置していない。

自転車での通学については、原則禁止しているが、通学のための便宜を図るための方策として、自宅からの徒歩通学や公共交通機関による通学が不便であり、自転車による通学の安全性が確保できる場合に限って、申請により認める場合がある。なお、駐輪場は、大学敷地内に設置している。

本学は最寄りの駅から近く、また半数程度の学生が至近距離の学生寮に居住していることから、通学バスの運行等の特段の便宜を図る必要性はないと考える。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援

奨学金等、学生への経済的支援の制度として、本学独自の奨学金を設け、奨学規程⁽⁹⁾に基づき適切に運用している。奨学金受給者は、学費や修学費、食費等の生活費として利用している。奨学金等の利用状況は以下の通りである。

表Ⅱ－3 平成29年度の奨学金の利用状況 単位(人)

	1 年次生	2 年次生
本学奨学金	2	2
日本学生支援機構奨学金	14	13
本学学業成績優秀賞*	1	0

* 本学奨学制度で、奨学生の基準（保護者の所得）を満たさない者、若しくは企業に在籍している者が対象となる。

(7) 学生の健康管理体制

学生の健康管理は、定期健康診断、インフルエンザ予防接種（希望者のみで、費用の一部を大学が負担）を年1回、校医による健康相談を月1回実施している。

メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、非常勤のカウンセラー（臨床心理士）が週に1回、学内で実施している。カウンセリングの状況は事務室で一元管理しているが、必要に応じて各担任とも連携するなど、十分なケアを行っている。

なお、毎年4月には、兵庫県警察本部から講師を招いて薬物乱用防止講習会を実施し、学生の啓発活動に取り組んでいる。

(8) 学生生活に関する学生の意見や要望の聴取

学生生活に関して学生の意見や悩み、要望等の聴取への取り組みとして、担任制度を採用している。また、本学は、少人数教育のため、講義、コミュニケーションアワー、寮生活等、全ての学生生活の中で常に教職員と顔を合わせる環境にあることから、安心して学生生活を送ることができる。また、学生個々の状況に応じた指導・支援を行うことが可能である。

平成29年1月には、学生支援委員会を改組し、新たに学修支援を主たる活動とする学修支援委員会を立ち上げた。これまで、クラス担任・副担任に依存していた学修支援に関するアドバイスも、学修支援委員会が主体で行うことになっている。

一方、学生支援委員会の活動の一部となっていた学生生活の支援・指導は事務室が行うこととした。この活動は、これまでも事務室が中心となって実施してきた内容であり、学生生活の支援・指導に支障はない。

(9) 留学生の学修及び生活の支援体制

本学においては、留学生の実績が乏しいが、これまで在籍した留学生については、個別に対応（支援）している。

(10) 社会人学生の学修支援体制

本学では、包装食品に関する専門知識の修得を希望する熱意ある社会人を受け入れるために、社会人推薦入学、科目等履修生制度を設けており、毎年、社会人を受け入れ、専門知識修得、資格取得のための支援を行っている。

また、本学では、履修証明プログラムに対応した「社会人育成講習会」を開講しており、平成29年度は13名の社会人が受講した。この社会人育成講習会では、最長4週間にわたり、包装食品工学に関する研修を行っている。4週間コース（包装食品工学総合コース）は、受講を修了し、所定の成績を収めた者に対し、教授会で審議のうえ、本学が商標登録している「包装食品技術管理者」の資格称号を付与するとともに、学校教育法第105条の規定に基づく履修証明書を交付している。なお、包装食品工学総合コースは、履修証明プログラムに関する規程⁽¹⁰⁾に基づき、履修証明プログラム修了者の教育効果について検証するため、短期コース実行委員会を開催し、筆記試験における理解度の評価及び受講者アンケートの集計結果から問題点と改善について検討している。

平成29年11月に開催した短期コース実行委員会において、同年8～9月に実施した

第 7 回社会人育成講習会アンケート結果から、受講者の業種の多様化への対応が課題として浮かび上がり、担当教員へ対応の検討を依頼した。平成 30 年に開催する第 8 回社会人育成講習会に反映される予定である。また、筆記試験については、前年開催した社会人育成講習会のアンケート結果から、外部評価で意見をいただいた箇所を修正して実施した。さらに試験結果がフィードバックできるよう、採点結果の詳細を同封して郵送するように改善したことが報告された。

短期コース実行委員会において課題等が検討されたのち、履修証明プログラム審議委員会において、外部からの意見を踏まえ審議し、P D C A サイクルをしっかりと回すことによって改善を確実にを行い、社会人育成講習会の質向上につなげている。

過去 5 カ年の社会人学生等の受け入れ状況は、以下の通りである。

表Ⅱ－４ 多様な学生の受け入れ状況 単位(人)

種 別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
留学生	0	0	0	0	0	0
社会人	3	3	4	2	1	13
科目等履修生	1	5	0	0	0	6
帰国子女	0	0	0	0	0	0
障害者	0	0	0	0	0	0
海外短期研修生	18	24	15	21	16	94
社会人育成講習会 (内訳)	12	38	33	22	13	118
食品分析技術コース (1W)	0	3	2	2	0	7
食品総合コース (2W)	1	5	7	7	2	22
食品製造技術コース (1W)	1	9	4	6	5	25
密封技術コース (1W)	5	10	8	2	1	26
密封総合コース (2W)	0	2	2	1	3	8
包装食品工学総合コース (4W)	5	9	10	4	2	30

(11) 障害者への支援体制

車椅子等が必要な障害者に関する施設の支援体制として、アリーナ、図書館には、障害者用のトイレを設置している。建物周辺の通路はバリアフリー化も行っている。ただし、本館における障害者の支援体制は、校舎全体の大規模な改築・改造が必要となるため実施していない。南館の教員室やアリーナ 2 階のカフェテリアも未対応となっている。学内施設における障害者の支援体制は、演習、実験・実習に使用する装置・機器類を含め検討することが必要となるが、求められる条件によって支援体制が異なる。障害者が本学で学ぶ際に必要とされる項目について具体的に検討し、計画的に改善を進める必要がある。

(12) 長期履修生の受入れ体制

現在の対応により、就業しながら学業を志す社会人への対応は十分に満たされると考えており、長期履修生制度は採用していない。

(13) 学生の社会的活動に対する評価

学生による地域活動、地域貢献あるいはボランティア活動など社会的活動は、現状では評価の対象としていない。しかし、地域活動やボランティア活動を通して社会の一員であることを自覚し、社会や他者のためにする貢献が人間性や人格を磨き、包装食品製造に携わる人材としての資質を育てることにつながるものと考えられ、今後学生からの提案がある場合など、教職員も積極的に参画あるいはサポートする。

毎年、本学において日本赤十字社による献血活動が行われている。多くの学生が献血に協力し、地域住民等も参加している。

また、男子寮生は、10 年以上前から、地元自治会に協力し、寮周辺の清掃活動を実施している。また、男子寮生有志が御輿の担ぎ手として地域の祭礼に自主的に参加し、地域の行事を盛りたてている。

〔区分 基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ－B－4 の現状＞

本学の就職支援については、事務室（学生課及び教務課）職員が中心となり、必要に応じて卒業研究担当教員も加わり、組織立てて活動している。活動の進捗状況についても日々把握しており、週に 1 度、学長、学科長、事務室長が情報を共有している。

また、就職活動準備期については、教授会構成員による面談（複数回）及びジョブカードの作成指導、その内容をもとに行う事務室職員による面談（主に就職活動方針のヒアリング）を実施しており、全学が一体となって就職活動準備期の支援を行っている。

就職支援のための施設については、特別なものは整備していない。しかし、就職支援の窓口である事務室は常に開放され、職員も常駐しており、また、その事務室付近には、求人票等を閲覧したり、活動について相談したりできるスペースが 8 席程度あるため、1 学年 35 名の規模に見合った十分な環境が整っている。

本学では、就職に直結する資格を取得できるよう、カリキュラムを編成している。所定の成績を修めれば、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格である缶詰巻締主任技術者（実務経験 3 年の後、申請により取得）、缶詰品質管理主任技術者一次試験免除、及び缶詰殺菌管理主任技術者一次試験免除の資格が取得できるようにカリキュラムを組んでいる。また、在学中に実施される品質管理主任技術者二次試験及び殺菌管理主任技術者二次試験に合格するための講義・補習も実施している。

巻締技術以外の密封技術（ヒートシール技術、キャッピング技術）に関する資格については、現在、世の中に存在しないため、それらの技術に関する学内認定資格を設けている。平成 29 年度の資格認定者はキャッピング 6 名、ヒートシール 4 名で、現在延べ 112 名を認定した。

食品工場の品質管理者、衛生管理者向きの資格としては、「食品科学教育協議会」認

定のフードサイエンティストを導入しており、平成 29 年度は卒業生全員が取得している。講義の「品質管理」では、「品質管理検定（QC 検定）」の内容を講義に採り入れ、資格取得の指導を行っている。この資格は一般財団法人日本規格協会が認定しており、知名度が高く、食品業界に限らず、多くの業界で通用する資格となっている。

なお、本学では、学生の資格取得をサポートするため、平成 23 年度から、資格取得に関わる受験費用等の補助を行っている。経済的な面からも支援することで、就職のための資格取得に積極的に挑戦できるような環境整備を図っている。

免許、資格の取得状況は、以下の通りである。

表Ⅱ－５ 免許、資格の取得状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

単位(人)

資 格	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会認定資格*					
・缶詰巻締主任技術者	26	22	18	15	17
・缶詰品質管理主任技術者	22	20	15	20	13
・缶詰殺菌管理主任技術者	18	23	19	21	11
食品衛生法と同施行令に基づく資格					
・食品衛生管理者 (食品衛生監視員)	33	28	37	33	37
食品科学教育協議会認定資格					
・フードサイエンティスト	34	28	37	33	37
学内認定資格					
・密封評価技術者(キャッピング)	6	9	11	7	6
・密封評価技術者(ヒートシール)	14	12	9	5	4

* 実務経験 3 年の後、申請により取得

就職試験対策については、適性検査等の筆記試験対策として、必要な書籍の紹介などを行い、学生に合わせた的確なアドバイスを行っている。また、1 月に事務職員が行う面談時にも、どのような対策をいつから始めるべきかについてアドバイスしている。面接試験対策については、まず、面接でよく聞かれる設問を 100 問程度提示し、学生自身がその答えを 1 週間程度かけて考える時間を設けている。その後、模擬面談を実施し、自分の言葉でいかにアピールするか、考えを述べるか、熱意を伝えるかをアドバイスしている。

卒業時の就職状況の分析として、個々の学生の就職活動の経過を事務室で逐次記録する体制をとっており、全学生の卒業時の就職状況を把握している。また、就職先の各企業とのコミュニケーションも活発に行っている。これらの結果は翌年の就職支援活動に活用している。

本学は、食品関連企業で中核として働ける有能な技術者を育成することを目的とし

て設立した教育機関であり、伝統的に食品製造業にほとんどの学生が就職しており、他大学等への進学・留学を進路とする学生は、極まれである。このため、進学、留学に対する組織だった体制は構築せず、志望する学生が出た時点で個別に対応している。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の課題＞

平成 28 年度から図書館に設置されている閲覧室内の電子黒板等設備は、活用面で問題があった。そこで、平成 29 年度は少人数で利用できる実習や卒業研究などでの利用を試みたが、図書館での講義は、ラーニング・コモンズ化が進んでいない現状においては、他の利用者に迷惑がかかることもあり、検討が必要である。

平成 29 年度前期に一部の科目でラーニング・マネジメント・システム（G l e x a）を導入し、検証を行った。教員へのアンケートからも、教育改善効果が高く、本格的な導入を希望する回答が多かった。一方で、導入効果の程度は教育方法や教員によって差が見られ、全ての科目や教員が G l e x a の機能を十分使いこなせた訳ではない。平成 30 年度は本格的に G l e x a を導入するが、機能を十分教育活動に反映できるよう、教員の意識向上等が重要である。

学修支援を目的とする教員と学生との面談は、まだ緒に就いたばかりであり、教員間による進め方の違いも見られるため、効果の検証を含めて学修支援委員会で継続的に検討・改善を行う必要がある。

学修成果と学修行動調査結果との関連性の分析ができていないため、分析結果に基づいた学修支援方策の点検ができていない。

本学のカリキュラムが実験・実習、機器を利用した演習などが多く組み込まれているため、学内施設における障害者の支援体制は、演習、実験・実習に使用する装置・機器類を含め検討することが必要となり、求められる条件によって支援体制が異なる。障がい者が本学で学ぶ際に必要とされる項目について具体的に検討し、計画的に改善を進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の特記事項＞

平成 29 年度からは、入学後の早い段階で学生に自立的な学びを意識させ、そこに向かって努力する学生を育成することを目的に、「卒業時のありたい姿」「学びの姿勢」について、学生と指導担当教員（准教授以上の教員が 2 人一組となり、7～8 名程度の学生に個別で対応）との間で面談を繰り返し、学生の学修意欲の向上と学修目的の明確化を図ることとした。面談は、2 年間で 5 回を予定している。入学直後は学修の目標も卒業時のありたい姿も不明確である学生がほとんどであったが、1 年次の終わりになると目標が明確となり、学修意欲が強く感じられる学生が増えてきた。面談記録シートは卒業まで同じものを使用し、教員からのコメントを学生と共有できるようにしている。

[テーマ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画]

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成28年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画・行動計画に対する実施状況は以下の通りである。

- ① 平成28年度に改定した新たな卒業認定・学位授与の方針に対応する内容となるように平成29年7月までに学修成果を確定し、公開している。また、学修成果の査定方法(アセスメント)については、平成29年度1年次生前期末試験より学生に査定方法を公開している。
- ② 三つのポリシーについては、改定後、それ程期間を経っていないため、平成29年度は見直しを行っていないが、定期的な見直しを実施することを明確にしている。
- ③ ステージゲートや学修支援体制も含めて平成29年度1年次生から適用するカリキュラムについては、学修支援委員会でその教育効果に関する継続的な点検・評価を実施している。
- ④ 入学試験制度の整合性を確認するため、アドミッションセンターにおいて、入学試験結果と入学後の成績について試験の種類ごとに相関を確認し、入学者選抜方法の改善として、平成30年度の入学試験では公募制推薦入学試験時のエントリーシートに志望動機に関する詳細な記載を課した。なお、入学者選抜方法の妥当性の検証については、継続中である。
- ⑤ 平成28年度は未実施であった卒業生アンケートを、平成29年度分と併せて平成29年度前期に実施した。回収率を高めるためSNSを活用したが、回収率は19%から28%に向上したものの、依然として低い状態が続いている。また、個人所有のスマートフォンを使用したためセキュリティ上にも不安があり、卒業生アンケートについてはまだ方法を模索中である。
- ⑥ 平成29年度に実施するG l e x aの評価を行い、本学の規模や学修内容に適したアクティブ・ラーニングのシステムとして、平成30年度からの導入を決定した。また、図書館に設置した電子黒板の有効活用方法を検討し、図書館閲覧室の簡易的な一部改造を計画中である。
- ⑦ 障害者への支援対策は、まだ模索中である。
- ⑧ 基礎学力が不足している学生に対する支援として、平成29年度よりオリエンテーション期間中に、躓いた箇所を把握するプレイスメントテストを実施し、数学、化学、日本語文章作成に関するリメディアル教育を外部機関の協力を得て実施した。少人数を対象としたこのような補習により、専門科目の知識修得が円滑に進んだケースもあり、学生の問題点を正しく掴んだ指導は実を結んでいる。
- ⑨ 学修面における学生支援の母体となる学修支援委員会の活動内容及び計画の有効性と問題点については、同委員会活動の中で継続的に検証・改善を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 三つのポリシーの見直しを大学運営会議が主体となって継続的に実施する。特に、

- 卒業認定・学位授与の方針と学修成果の関係についてはカリキュラム委員会やF D委員会を主体に検証を進め、三つのポリシーの見直しに反映させる。
- ② 三つのポリシーや教育課程に関する点検に際して、地元産業界からのヒアリングに加えて、在学生からのヒアリングを実施するとともに、卒業生やその就職先企業からのヒアリングについて、ヒアリング方法も含めて準備を進める。
 - ③ 単位の実質化が達成できているとは言い難く、科目編成、時間割編成、各科目の授業内容構成や事前・事後学修の内容などを総合的に検討し、改善を図る。
 - ④ 資格取得は本学の教育課程の効果をみる指標の一つであるが、平成 29 年度は例年に比べ著しく取得率と成績が劣る資格があった。関連する授業において既に対応策は検討したが、これが改善につながるかどうか、平成 30 年度に検証する。
 - ⑤ 教育課程編成・実施の方針を、大学案内に掲載する方向で対応を進める。
 - ⑥ 新しい教育課程によって、学生がどの程度効果的に学修成果を身につけられるのかについては、カリキュラム委員会やF D委員会で平成 29 年度の結果を検証し、今後検討する。
 - ⑦ ステージゲートや学修支援体制も含めて新カリキュラムによる新しい教育は始まったばかりであり、指導方法についても担当する教員の意見を取り入れながら学修支援委員会やF D委員会で継続的に検討し、進めている。今後は教育効果の検証も取り入れながら、改善を進める。
 - ⑧ 入学者の入試時の成績とその後の成績について、アドミッションセンターが関連を検討しているが、入試制度を変更するような明確な傾向はまだ得られていない。今後もデータを蓄積し、入学試験選抜方法の改善につなげていく。
 - ⑨ 卒業生アンケートの回答率向上と情報セキュリティの向上に関しては、平成 30 年度に検討予定のI C T環境整備と併せて、卒業生アンケートの回答率の向上や情報管理について検討を進める。
 - ⑩ アクティブ・ラーニングの一環として、導入したG l e x aは、授業改善に効果的であると認められ、平成 30 年度には全学生を対象に本格的な導入が行われることとなった。しかし、全ての教員がG l e x aの機能を十分使いこなせた訳ではなく、新しい教育システムに対して各教員の意識とスキルの向上を図る必要があり、平成 30 年度のG l e x a本格導入と併せて、教員のスキルと意識向上を進める。
 - ⑪ 図書館に設置した電子黒板の有効な利用法については平成 30 年度に閲覧室の簡易的な改造を予定している。また、電子黒板については、使用場所の検討も含め、引き続き検討を行う。
 - ⑫ 学修成果と学修行動調査の関連性を分析し、学修支援方策の点検・改善に繋げる。
 - ⑬ プレイスメントテストにより基礎学力が不足していると判断された学生を対象として、平成 30 年度も数学、化学、日本語文章作成に関するリメディアル教育を実施する。科目により効果にも差があると判断される部分もあり、教育効果を十分に吟味し、内容の充実に繋げる。
 - ⑭ 学内における障害者への支援体制について、他の小規模大学の例を調査し、本学としての障害者支援の方針を大学運営会議で検討する。

様式 7－基準Ⅲ

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]

<根拠資料>

- (1) カリキュラム案内(履修の手引き)
- (2) 大学案内 2018
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 4-16 教員選任規程
- (4) 受託研究・共同研究事務取扱規程、
- (5) 研究活動上の不正防止に関する規程、
- (6) 知的財産に関する規程、
- (7) 病原体等取扱い安全管理規程、
- (8) 組換えDNA実験安全管理規程
- (9) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 7-07 海外出張旅費規定
- (10) 東洋食品工業短期大学規程集 3-09 FD委員会規程
- (11) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 3-05 事務組織規程
- (12) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 3-07 職務分掌規程
- (13) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 3-06 職務権限規程
- (14) 東洋食品工業短期大学規程集 2-19 障害学生支援規程
- (15) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-1 研究活動等不正防止の基本方針
- (16) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-2 研究活動における行動規範
- (17) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01 研究活動上の不正防止に関する規程
- (18) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-3 研究活動の不正防止計画
- (19) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-4 公的研究費等内部監査規程
- (20) 東洋食品工業短期大学規程集 4-01-6 内部監査手順
- (21) 東洋食品工業短期大学規程集 4-18 情報セキュリティ管理規程
- (22) 東洋食品工業短期大学規程集 3-16 情報セキュリティ委員会規程
- (23) 防災避難訓練計画表
- (24) 東洋食品工業短期大学規程集 4-09 SD活動実施規程
- (25) SD実施方針・計画について(平成 29 年度)
- (26) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 2-01 教職員就業規則

[区分 基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

<区分 基準Ⅲ－A－1 の現状>

本学は、包装食品工学科のみを有する単科短期大学であるが、包装食品工学という特殊な分野から日本の包装食品業界を支える重要な役割を担っている。したがって、包装食品業界の次世代を担う学生の育成には、包装食品製造に関する特殊な知識や技能が求められる。本学の教育分野は、安全な包装食品を製造するための学問分野であり、カ

リキュラム案内⁽¹⁾や大学案内⁽²⁾、あるいは本学ウェブサイト^{I-A⁽³⁾}に明確に示しているように、「安全・安心」な容器詰め食品を製造するために必要とされる以下の12分野を教育している。すなわち、包装食品製造工程を直接的に支える「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」の7分野と包装食品製造を包み込むように支える「食品衛生」「品質管理」「衛生管理」「検査」「関係法規」の5分野の12分野である。

教育課程編成・実施の方針は基準Ⅱ－Aに示した通りであり、本学では、実際に食品企業で製造に使用している機器に対応するような各種設備を活用して演習、実験・実習を主体とした実践的なカリキュラムを作成し、実施している。そのためには、上記12の分野が確実に教育できる教員が必要である。本学の専任教員は、この観点に立ち、大学において特定の分野を研究して所定の学位を取得した教員と、業界において特定の分野を実務として担当し、業界において特定分野の指導力を鍛え、その実績を積んだいわゆる実務家教員より構成されている。平成29年度末の時点で、専任教員数は20名であり、その中で企業に在籍して本学の専任教員として派遣されている教員は8名である。各教員のプロフィールは本学ウェブサイト^{I-A⁽³⁾}に掲載している。本学の教員は、短期大学設置基準23条の①、②、⑥、⑦に該当する資格を有する教員から構成されている。また、教授、准教授等の職位の委嘱に関しても、短期大学設置基準に準拠して行っている。本学では、短期大学設置基準に基づいた教員選任規程⁽³⁾を設けており、同規程に従って教員選任を実施している。

既に述べたように、本学の教員数は平成30年3月末日で20名であるが、このうち教授は8名であり、非常勤講師を除く専任教員の4割が教授である。この比率は、短期大学設置基準に規定される教員数の3割以上は教授であるという条項を満足している。

本学の収容定員は2学年で70名であるが、実際には76名の学生が在籍している。前述した演習、実験・実習を主体とした実践的なカリキュラムを実施するには、学生数を専任教員数で除したいいわゆるS/T比が、短期大学設置基準に記載されている別表を満足するだけでは不十分であり、本学のS/T比は平成29年度末で3.8、すなわち教員一人当たりの学生数は4人弱となっている。この点からも、本学は著しく密度の濃い教育が可能な教員組織を整備しているといえる。

専任教員は、前述したように12分野を教育することができる教員構成となっているが、専門教科においても冷凍食品の技術や畜産品に関する知識については、外部高等教育機関より2名の非常勤講師に教育を委託している。また、一般教養も本学では重視しており、一般教養に相当する数学、化学、英語、文学、法学、歴史、経済学、文章作成技術、体育等に関し、一部の科目は必修、他は選択としてはいるが、卒業認定・学位授与の方針に記載の所定単位数を取得するには必修以外の一般教養の修得も必要なカリキュラム編成になっている。一般教養の教育に関しては、外部よりそれぞれの専門家を非常勤講師として招聘している。非常勤講師については、ウェブサイト上で公開はしていないが、その学位や研究業績は短期大学設置基準を充足している。

本学の場合、記述したようにS/T比は一般的な大学や短期大学に比べて著しく小さく、特に補助教員は必要としていないが、平成29年度には技術職員が在籍し、密封実習の補助を行っていた。

本学では、教員の業務活動を教員にも公開している考課基準に従って考課し、その実績に応じて昇任等を実施している。

〔区分 基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ－A－2の現状＞

本学は、日本で唯一の包装食品工学科からなる単科短期大学であり、教育研究上の目的に「包装食品製造に係わる理論と技術の教授並びに研究を行い、包装食品業界の発展を支えるとともに、人々の豊かな暮らしの創出に貢献する」とあるように、包装食品に関する技術の維持・発展に貢献する教育研究活動を行うことが求められている。この分野は業界と深く結びついた実学の色合いが濃く、東洋罐詰専修学校創設当初より、企業からの技術相談や技術者教育の養成に応じてきている。

包装食品分野では、活発な研究開発が進められており、大手企業を中心に関連学会での発表も多いが、一方で、中小企業では、日々の活動の中で発生した各種課題への対応に苦慮する場合もある。本学は、これら包装食品業界が抱える問題に対して、業界に有益な情報や研究成果を提供することを目的として、現場に直結した実践的な研究を志向している。勿論、本学専任教員が学位取得に向けた研究をする場合は、上記の限りではないが、社会に求められる研究の観点から、共同研究、受託研究を始めとして、関係業界や行政に対するヒアリングを行い、研究テーマ設定に活かすよう努めている。

平成 29 年度は、教員研究として 14 テーマを実施した。成果として、報文 5 報（内、共著 2 報）、学会発表 5 件（ポスター発表を含む）等が挙げられる。14 テーマの中で完了 2 件、継続 8 件、中止・中断 3 件、新規 1 件である。研究計画の策定・進捗管理については、研究に関するヒアリングを行う程度で、教員に一任していたが、教員によって著しく進捗が遅い、あるいは研究目標がぶれる等の問題も散見され、研究計画の策定・進捗管理を見直す必要がある。また、専任教員の研究活動実績は、本学ウェブサイトの中で公開されている。

上記 14 テーマのうち、民間企業との共同研究 2 件、民間企業からの受託研究 2 件を行い、外部資金を獲得した。また、他大学との共同研究 1 件を行った。科学研究費助成事業に対しては、平成 29 年度は申請していない。

専任教員の研究活動に関する規程は、受託研究・共同研究事務取扱規程⁽⁴⁾、研究活動上の不正防止に関する規程⁽⁵⁾、知的財産に関する規程⁽⁶⁾、病原体等取扱い安全管理規程⁽⁷⁾、組換え DNA 実験安全管理規程⁽⁸⁾等を整備している。

専任教員の研究活動を発表する場の一つとして、従来は公益財団法人東洋食品研究所と合同で研究報告書を隔年発行していたが、平成 23 年度からは本学単独の研究紀要を隔年発行している。平成 29 年度に第 4 号の紀要を発行した。

専任教員が研究を行う教員室、研究室等に関しては、南館 2 階に教員室を配置し、パーテーションで間仕切り、1 人当たり 4.8 m²を確保した。共通研究室として 11 室を整備している。また、実習設備を研究設備としても活用している。

専任教員が研究を行う研究室等、及び研究・研修等を行う時間は、おおむね確保され

ている。しかしながら、本学主催の研修会や依頼業務により実習を担当する一部の教員の負担が大きくなる傾向がある。社会的貢献、地域貢献等、本学の存在意義と関わりの深い業務を除いて、業務の見直しを行う。

また、休業期間中に実施する社会人向け講習や外国人向け短期研修に関する負担、地域連携や寄付者向け贈答品作成等の各種行事・作業等に関する負担等もあるため、教員ごとに研究に費やす時間の確保に努めている。研究を効率的に進める手段として、2年次生の卒業研究を通じて、教員研究の一部を進めることも多い。平成30年度からは、卒業研究から卒業課題研究と名称を変更し開始する。従来の卒業研究と同様、各学生は担当指導教員に配属され、教員の指導の下で各課題研究テーマに取り組むが、この過程で問題解決能力、論理的思考、コミュニケーション能力等を修得することを目的とする。卒業課題研究には、いわゆる卒業制作に相当する案件も含まれているため、すべてが研究に該当するとは限らないが、卒業制作を除いた卒業課題研究テーマについては、原則として各教員の研究テーマの一環とし、研究、実験、課題実習、課題制作等を通じて研究・課題の達成を目指す。卒業研究と同様、卒業課題研究においても研究成果・課題達成成果を卒業課題研究報告書にまとめて提出し、卒業課題研究の成果を報告する。また卒業課題研究発表会で成果を発表する。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定については、海外出張旅費規定⁽⁹⁾を整備している。

F D活動は、F D委員会規程⁽¹⁰⁾に基づいて行っている。F D活動として、外部の研修会への参加の他に、教員相互の授業参観の実施や授業評価アンケートの実施を行った。授業評価アンケートに関しては全員が対応した。また、平成29年度は、F D委員会主催で、平成30年1月9日、3月6日に外部講師を招き、教員研修会を実施した。1月9日は、「「歴史学」におけるアクティブ・ラーニングの実践」、3月6日は「ルーブリック評価入門」という題目で行われた。教員の外部講習での研修として、平成29年度は、5月20日に「関西地区F D連絡協議会第10回総会」、8月2日に「授業の基本と授業づくり」への出席、10月11日に「F D個別コンサルティング」、平成30年2月20日に「全A Pテーマ合同報告会」、3月20日～21日に「第24回大学教育研究会フォーラム」に出席した。

本学は学修成果を向上させるために日頃より委員会活動等を通じて関係部門との連携強化を図っており、少人数体制を生かしたF D活動を行っている。

[区分 基準Ⅲ－A－3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<区分 基準Ⅲ－A－3の現状>

本学の事務組織は、学校法人東洋食品工業短期大学 事務組織規程⁽¹¹⁾ 第4条に、事務室と総務部を設置することを定め、事務に係る業務を執行している。事務室は、学生課と教務課の2課体制で組織し、学生の履修指導や個別相談等を通じて、就職指導及び学生生活のアドバイス等を行っている。総務部は法人総務を含み、総務課と経理課の2課体制で組織し、教育環境の整備、予算の管理、日常の営繕、保安全管理を行っている。

事務の各部署には、本学の運営及び学生の支援等の業務を円滑に運営するために専任職員を配置し、組織の運営に必要な環境も整備されている。

本学の事務体制は、事務室長と総務部長がそれぞれの事務組織を統括するが、本学組織の責任は学長にあり、一部の決裁事項を除いては、学長の決裁となる。人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、本学の事務分掌は、職務分掌規程⁽¹²⁾及び職務権限規程⁽¹³⁾に定められており、その責任体制は明確である。

障害学生の支援体制については、文部科学省が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）を踏まえ、高等教育機関が、今後、障害学生に対してとるべき対応指針を打ち出したところから、就学の機会均等確保の観点に基づいて、平成 27 年度に職務分掌規程⁽¹²⁾において学生課が担当することを規定し、対応してきた。平成 29 年度には、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月 1 日施行）その他の法令の定めに基づき、本学における障害学生支援の基本方針、支援の体制及び支援の実施要領について規程化（障害学生支援規程⁽¹⁴⁾）し、学内における障害学生の支援体制の確立に努めた。なお、「障害学生支援の基本方針」は本学ウェブサイトの開示している。

事務組織については、年度初めの評議員会・理事会において、事務組織の業務内容、管理職の氏名を示し、事務分掌を周知している。

事務室については、少人数であることから必然的に職員の多能工化は進んでおり、一定レベルの能力は各職員とも有しているが、大学事務の多様化に対応する幅広い専門知識の習得に向け、職務目標管理シートと S D 実施方針・計画に基づき、能力及び資質向上の取り組みを行っている。

また、本学では、教育活動や入学試験、募集活動、学生支援等に関するセンター・委員会を設置しているが、事務職員はほとんどのセンター・委員会のメンバーに所属し、教員と協力しながら有機的な組織運営を行っている。

事務関係諸規則については、学校法人関係諸規則（管理・人事）を総務部が、大学関係諸規則（学務・組織・運営）を事務室が管理している。規則等については、事務部門及び関係部門が随時見直しを行い、実情に合わせて追加・修正を行っている。平成 27 年度は、研究活動等不正防止の基本方針⁽¹⁵⁾、研究活動における行動規範⁽¹⁶⁾、研究活動上の不正防止に関する規程⁽¹⁷⁾及び研究活動の不正防止計画⁽¹⁸⁾等、研究活動上の不正防止体制の構築を図った。また、教職員に対して研究活動上の不正防止に関する教育も実施した。平成 28 年度以降は、研究活動上の不正防止計画及び研究活動上の不正防止に関する規程に基づき、教職員連絡会でコンプライアンス教育を実施するとともに、研究倫理教育の更なる強化を目的として、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコースを全員が受講した。対象者全員から、コンプライアンス教育受講確認書と e ラーニングコース修了証書が提出された。また、平成 28 年度からは、内部監査委員会が、公的研究費等内部監査規程⁽¹⁹⁾及び内部監査手順⁽²⁰⁾に則り、監査計画を立案し、受託研究と共同研究を対象に内部監査を実施し、最高責任者である学長に監査結果を報告した。平成 29 年度には、教育・研究環境改善の一環として、学内 LAN（ネットワーク）の基盤整備を実施したが、その際、全構成員が、本学の情報資産を正しく利用していくための指針として、情報セキュリティポリシーを定め、規程（情報セキュリティ管理規

程⁽²¹⁾を整備した。また、情報セキュリティ委員会の立ち上げに伴い、情報セキュリティ委員会規程⁽²²⁾も作成している。

事務室は、本館 1 階に設置されていて、学生もサービスが受け易い環境であることに加え、学生への利便性を高めるため、その場でできる仕事は即処理することをモットーにして、事務室の窓口業務について、「平日は 8 時 30 分から 17 時 30 分まで」と、昼休み時間だけでなく定時後も 30 分延長して学生に対応している。また、事務室職員には専用のパソコンを供与し、総務部・教学部門と共有のネットワークに接続するとともに、事務室内にも事務処理に必要なネットワークを独自に構築し、事務室内での情報の共有化を図っている。この他に、複合機、大判印刷機、書庫や金庫、事務処理に必要な機器や備品も整備されている。

防災対策については、教員と事務職員で安全衛生委員会を設置し、学生寮も含め、年 2 回の消防法に定められた設備の点検・整備や、川西市消防本部の協力を得て年 1 回の防災避難訓練⁽²³⁾を実施している。

S D 活動に関しては、平成 27 年度以降、事務室と総務部の職員を対象として、本学で企画した「大学教育の質的転換に関する S D 研修会」を実施している。平成 29 年度には、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき、S D 活動実施規程⁽²⁴⁾を全面的に見直し、新たに「研修の機会」に関する条文を追加した。本学における平成 29 年度の S D 活動については、上記「研修の機会」に関する条文を踏まえ作成した平成 29 年度の S D 実施方針・計画について⁽²⁵⁾に基づいて実施した。

平成 29 年度の S D 実施方針は、次の通りである。

- ・ 本学の職員が大学の運営等に必要な知識・技能を習得し、その能力・資質を向上させるための「研修の機会」を設けることその他必要な取り組みを行うものとする。
- ・ 対象職員は、事務職員のほか、学長等執行部や教員を含む全教職員とする。
- ・ 「研修の機会」については、効果的・効率的に実施する観点から研修を中心にして、本学が自ら企画した研修会実施（主催・共催）と関連団体等が開催する研修に参加する。なお、学外研修会に参加した場合は、報告書の作成を通じて学内で情報共有を図るとともに、必要に応じて課題を含めた報告形式の研修会の実施を企画する。

上記の実施方針及び実施計画に基づいて実施した平成 29 年度 S D 活動の状況は、以下の通りである。

表 III - 1 S D 活動の状況

開催日	区分	主 催	テーマ
平成 29 年 4 月 13 日	学外	私学経営研究会	管理職に求められる能力と役割
4 月 18 日	学外	文部科学省	平成 29 年度学校基本調査説明会
5 月 15 日	共催	産業技術短期大学、 東洋食品工業短期大学	心理学的アプローチによる研究・教育活動活性化

6月21日	学外	日本私立学校振興・共済事業団	平成29年度私立大学等経常費補助金説明会
6月21日	学外	文部科学省	平成29年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会
6月30日	学外	私学経営研究会	特色ある私学経営につき現地見学会(佛教大学)
8月 3～4日	学外	日本学生支援機構	平成29年度心の問題と成長支援ワークショップ
8月21日	学外	私学経営研究会	私学におけるブランド戦略
8月 28～29日	学外	日本学生支援機構	平成29年度障害学生支援実務者育成研修会
9月25日	学内	東洋食品工業短期大学	平成28年度自己点検・評価報告書に関する報告
9月26日	学外	日本学生支援機構	平成29年度全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー」
10月17日	学外	日本学生支援機構	平成29年度日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導等研修会
10月23日	学外	私学経営研究会	文教行政の動向と課題
10月25日	学外	日本国際教育支援協会	平成29年度学生教育研究災害傷害保険説明会
10月 25～27日	学外	日本私立短期大学協会	平成29年度私立短期大学教務担当者研修会
11月6日	学外	文部科学省	専門職大学等の制度化説明会
11月6日	学外	日本学生支援機構	平成29年度インターンシップ等専門人材ワークショップ
11月14日	学外	私学経営研究会	教職協働時代での経営人材育成策
11月20日	学内	東洋食品工業短期大学	教務担当者研修会等の報告、心の問題と成長支援ワークショップの報告、障害学生支援実務者育成研修会及び障害学生体制整備支援セミナーの報告
11月29～ 12月1日	学外	日本私立短期大学協会	平成29年度私立短期大学学生生活指導担当者研修会
平成30年 1月16日	学外	私学経営研究会	労働契約法改正にみる私学への影響と対応策
1月25日	学外	日本学生支援機構	キャリア教育・就職支援ワークショップ
1月25日	学内	東洋食品工業短期大学	平成29年度東洋食品工業短期大学方針と各部門活動目標の報告
2月22日	学外	日本学生支援機構	平成29年度日本学生支援機構奨学業務連絡協議会
3月20日	学外	日本学生支援機構	平成29年度日本学生支援機構奨学金採用・返還誓約書業務等研修会

更に、今、求められているのは、教育研究そのものの質向上や高度化支援、教育・学生支援力の育成である。学生募集・入試から、教育・学修支援、学生生活の充実、そして資格取得やキャリア形成支援に至る学生育成への職員の関与を深め、また教員と協働して教育の質向上を作り出す職員力、教学マネジメント力が必要とされている。しかし、学修成果の向上につながるような情報・分析の提供が十分に行えているとは言えない。

なお、大学・事務室では、学内のIT化を進めるに当たって、平成27年度からICT整備ユニットを立ち上げ、検討・推進してきたが、学内ネットワークの方向性が見えてきたことと、更なる展開に対応する必要性が生じたことから、平成29年度末にICT整備ユニットは解散とし、新たに情報セキュリティ委員会を立ち上げた。平成30年度以降は、この委員会が中心となって本学情報資産のセキュリティ対策と、サーバー等の情報システム導入・学内LANの完成・運用に向けた活動を行うことになる。

[区分 基準Ⅲ－A－4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ－A－4の現状>

学内の人事管理は総務部が分掌している。労働基準法第89条の定めにより教職員就業規則⁽²⁶⁾を制定し、所轄の労働基準監督署に届け出て運用しており、法改正の都度等、適宜見直しを行い、理事会承認を経て所轄監督署に届け出ている。

教職員の採用、退職、諸手当は教職員就業規則等に明文化し、労務関係の諸規則は、本学の専任教職員であればグループウェアにアクセスし、いつでも閲覧できる環境にある。

本学では教職員就業規則のほか、就業上必要と思われるものは諸規則に定めている。また、人事考課の基本は、学長の方針に沿った個人目標の自己評価に基づき、考課者と被考課者が行う年2回の面談を軸とすることで、全教職員は組織の目的・目標を認識し、職務に従事している。

教員に関しては、業界で広く活躍した実務家教員と一般の募集等に基づいた教員が混在しているが、これまで、研究遂行力のある教員と実務家教員の中で実技を主担当とする教員に対する考課基準が不明確であり、更に教授、准教授、講師、助教に求められる業務要件についても曖昧であった。また、実務家教員等の採用にあたり、出向元の業界における職位や経歴を本学の職位とどのように対応させ、その処遇を決めるかといった部分が明文化されていなかった。このため、平成29年度に学長が主体となって教員採用基準、職位に対する業務要件を文書として定め、更に教員向けの新考課基準案を策定した。平成29年度末より教職員に公開して、広く意見を求めた上、不備な部分については改定を加え、平成30年度より運用することになっている。

日常の就業管理には磁気カード方式の就業管理システムを導入し、全教職員（専任）の出退勤・時間外・出張外出、休暇等の管理をしている。特に、休暇・出張・外出等の不在用件は所属長の事前承認制を原則とし、防災時の危機管理情報の一つとしても利用できるように努めている。

人事管理は、法令等に則った諸規則に定められた運用と管理を行っており、適切な運営を行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ－A 課題＞

現在、事務室に在籍している職員の平均年齢は 50 歳を超えており、20、30 歳代の職員はおらず、年齢構成において高年齢に偏っている。また、業務を少人数体制でこなす必要があり、経験、適性と能力を考慮し業務効率を優先した割り振りで行っているため、固定化、専門化の弊害の懸念が生じている。今後、若手職員の採用を検討し、年齢構成のバランスとローテーションによる多能工化が必要と考える。特に、今後、大学の ICT 化を推進する予定であることから、ICT 関連の知識が豊富な人材の確保が必要である。

教員については、平成 29 年度に二重卷締担当教員の確保を行い、当面の問題はクリアされたものの、関連する企業の卷締に関係する事業縮小に伴い、教員の確保が早晚困難になっていく可能性がある。二重卷締担当教員に関しては、業界との人材交流等の仕組みを構築する必要がある。

SD 活動については、計画的な推進を行っているが、大学 IR 活動とリンクした教育の質向上につながる各種データの分析等はまだ不十分であり、事務職員を含めた全教職員のスキル向上に向けた継続的な活動を展開する必要がある。

平成 29 年度まで使用していた人事考課基準では、本学が教員に求める具体的な成果や職位に応じた成果の内容が不明確である。

＜テーマ 基準Ⅲ－A 特記事項＞

事務の業務改善を進めるためには、事務職員の多様な資質向上が必要不可欠であり、その達成に向けた計画的な目標設定と教育に取り組んでいる。平成 29 年度には、学修成果の向上につながるような情報・分析等の提供をタイムリーに行える体制として「IR・評価センター」を発足した。当該の情報収集、分析業務を事務職員が担当している。ここで得られた有益な情報は、大学運営への活用が期待されている。

[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]

＜根拠資料＞

- (1) 東洋食品工業短期大学規程集 5-01 図書館規程
- (2) 東洋食品工業短期大学規程集 3-16 図書館資料管理規程
- (3) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 7-01 経理規程
- (4) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 7-05 固定資産管理規定
- (5) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 7-06 消耗品管理規定
- (6) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 3-14 防火防災規定

[区分 基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

＜区分 基準Ⅲ－B－1 の現状＞

本学の学生定員は 70 名、校地面積 14,694 m²であることから、短期大学設置基準第 30 条で定められた学生 1 人あたり 10 m²として算定した面積は 700 m²となり、この規定を充たしている。また、本学の校舎面積は 3,856 m²である。短期大学設置基準第 31 条に基づくと、本学で必要な基準校舎面積は 2,000 m²であることから、この規定を充たしている。

体育施設については、大学構内にトレーニングルームを併設した体育館(1,149 m²)及び 5,100 m²のグラウンドとテニスコートを有しており、短期大学設置基準第 27 条の二の規定も充たしている。これらの体育施設は、体育実技の授業や体育系のクラブ活動等に利用している。なお、平成 27 年度から 28 年度にかけてグラウンドに天然芝を張り、体育実技の授業環境改善を図った。

本学では、本館、図書館、アリーナの玄関口にスロープを整備し、車椅子トイレをアリーナ、図書館の 2 カ所に設置している。平成 27 年度には、緊急時対応のため、車椅子 2 台を事務室前に常備した。

本学は、短期大学設置基準第 28 条に基づき、講義室 2 室、演習室 1 室、実験実習室 15 室、情報処理学習室（IT ルーム）1 室を有しており、教育目的に沿って活用され、「教育課程編成・実施の方針」に基づいて授業を行っている。本学で取得できる資格で、適用しなければならない法令や資格認定団体の規則に基づく機器備品を保有・整備しているが、経年劣化している機器類も多い。固定資産機器の台帳を整備し、計画的に設備更新を図る体制を整備している。

図書館の面積は 531 m²である。閲覧・貸し出しサービス等が支障なく行えるよう配置に配慮している。

購入図書は、図書委員会が図書館規程⁽¹⁾と図書館資料管理規程⁽²⁾に基づき選定している。選書・購入図書は食品関連図書がほとんどであり、図書委員会の決定に基づいて適宜その充実を図っている。参考図書は、全体の図書数の 38%となる 17,951 冊を所有し、一箇所に参加図書として集中配架している。また、資料の増加と書架の空きスペースとの兼ね合いを考慮し、利用価値のなくなった図書・資料の廃棄も、図書館資料管理規程に基づき図書委員会の審議を経て随時行っている。

平成 29 年度の蔵書数は表Ⅲ－1 のとおりである。新着雑誌、製本済専門誌、AV 資料は、一般図書とは別置して利用の便を図っている。

表Ⅲ－２ 蔵書等の概要

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

種 類		冊 数 等
蔵 書 数	図 書	29,752 冊
	専門誌等（製本）	17,705 冊
年間受入数	図 書	357 冊
	学術雑誌種類数	76 種
A V 資料数	ビデオ・D V D	262 種
A V 設備	視聴用モニター	1 台
	ビデオ・D V D プレーヤー	1 台
	電子黒板	3 台
	電子黒板用 ブルーレイプレーヤー	3 台
パソコン	蔵書検索専用	1 台
	一般用	6 台
	電子黒板用パソコン	3 台
座 席		30 席

[区分 基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ－B－2 の現状>

本学の建物は消防法に対応しており、アスベスト対策は完了している。また、平成 25 年 10 月に飲料用無菌充填実習棟（南館）を竣工したことで、中期計画としての増改築工事は終了している。

平成 27 年度から本館教室の非構造材の耐震化工事に取り組み、講堂天井部の耐震化工事を完了し、平成 28 年度は微生物室天井部の耐震化工事を完了したことにより、地震対策は大半が対応済みであるが、平成 30 年度に、再度、耐震対応状態を確認して、その結果をウェブサイトに掲載の予定である。

建物の長期的な補修計画は、施工業者による長期修繕計画に基づき、躯体、外壁等の修繕の資金計画を立案し、予算を引当て進めている。

全ての固定資産及び消耗品は、経理規程⁽³⁾、固定資産管理規定⁽⁴⁾、消耗品管理規定⁽⁵⁾に基づき購入、竣工から除却までの管理を行っており、資産台帳は総務部が管理している。消耗品については、単価 3 万円以上の汎用物品等は、各部門長が管理しているほか、当期に費用化した消耗品で、期末日時点で未使用である消耗品は、数量に単価（時価）を乗じて金額を算出し、貯蔵品として評価している。

実験実習機器装置類の管理は、日常の管理者を機器ごとに定め教員が行っている。そのほか、総務部と教職員が共同で毎年 9 月に全固定資産の棚卸を実施し、設備の状態を含め資産確認を行い、更新計画等に反映させている。

学内の防犯については、役員、教職員、学生を除く全ての来学者は総務部で入構受付

と退場チェックを義務付けて管理している。

学内の警備は、学事スケジュールに基づき、朝 6 時 30 分から 8 時までと、18 時から最終退場者までは有人警備を実施し、休日、夜間は大手警備会社による機械警備システムを導入している。

学内で使用しているパソコンには、ウィルス対策ソフトをインストールするほか、専用サーバーに侵入防止対策を施している。更に、平成 29 年度にネットワーク機器の更新及び学内ネットワークの基盤整備を実施した。平成 30 年度には、認証サーバー等の導入により、アクセス権限・セキュリティ管理を強化する予定である。

地震、火災等防災の取り組みでは、防火防災規定⁽⁶⁾を定め、川西市消防本部の指導の下、年に一度の避難訓練、消火器取扱訓練を全学と男子寮でそれぞれ実施しているほか、警備会社が運営する災害等の安否確認ツールを用いた操作訓練も毎年実施している。

環境対策に対する取り組みは、官公庁の指針に沿った対応に務めている。本学が取り組んでいる環境対策は下記の通りである。すなわち、電力使用はデマンド管理を実施しているほか、平成 25 年度から本館の照明を L E D に順次交換を実施し、今年度で主要箇所の交換を達成した。また、毎月の水道光熱使用量をグラフ化し、学内ネットワーク上に公開している。その他、5 月初旬から 10 月末までをクールビズ期間と定め、全学的に夏期及び冬期の空調設定温度は官公庁からの指示を遵守する指導を行っている。

本学の体育館は川西市の災害時一次避難場所（水害を除く）の指定を受けており、市の防災用品の一部を保管するとともに、本学の防火防災規定に基づき、独自に保存食料、発電機、簡易トイレ等を備蓄し、管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の課題＞

2 号基本金で継続的な引当を行っているが、対象とする建物を除いてその他の建物、建物付帯設備、構築物に関する全体的な保守計画と長期修繕計画のための引当金がまだ不十分である。

建物付帯設備、装置機器類等で、耐用年数を超過して使用しているものについては、稼働状況を順次把握し、専門家の意見を聴きながら予防保全のため設備更新計画を立案し、計画的に取り組む必要がある。

また、定期点検及び保守並びに更新が必要な設備や装置機器類は、5 ヶ年設備投資計画に盛り込んで計画的に取り組む必要がある。なお、5 ヶ年設備投資計画における資金計画並びに運用管理については、実情に即した計画となるよう、毎年見直しを図る。

構造上の制約やスペース上の制約があって一部整備できていない建物のバリアフリー化等については、専門家の意見を聴きながら、実現可能な方法について検討を進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の特記事項＞

平成 29 年度には、過去の自己点検でも課題として挙げられていた学内 LAN 導入のための学内ネットワーク・基盤整備を行っている。これは、学生系・事務系・教員系の 3 系統に分断されていた回線を一つにまとめ、改めてネットワークを 10 のセグメント（エリア）に分け、平成 30 年度以降に予定している学生・教職員のアカウント付与・管理の足掛かりとしたものである。また、この基盤整備に平行して、学生の安全確保を目的に、ネットワーク監視カメラを新規に導入し、事務室で監視・管理（記録）する体制を構築した。

〔テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

＜区分 基準Ⅲ－C－1 の現状＞

本学は、技術サービス、専門的な支援、施設の向上・充実を図るため、技術的資源を計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。授業運営に必要な機器備品も計画的に更新し、整備を図ってきた。学生用として、教育・研究に資する情報機器を設置した IT ルームがあり、IT ルーム内のパソコンについては、ネットワーク接続型ハードディスク（NAS）で情報の共有化が可能となっている。

学生には、一般教育科目の「情報処理演習」において情報処理技術を向上させている。また、IT ルームは、授業時間以外は原則開放しており、学生に対して情報処理技術向上の機会を与えている。IT ルーム・学生談話室で学生が授業時以外にも利用可能なパソコン 45 台を学生の学修支援に供しており、1 学年/学生一人 1 台体制は確保できている。

また、講義室・IT ルームなどには、教育課程編成・実施の方針に基づき、パソコン・プロジェクター・スクリーン・ビデオ・DVD 等の機器を備え付けており、技術的資源の整備を図っている。平成 29 年度は、IT ルーム、201 教室、301 教室、会議室のプロジェクターを更新した。

教職員には 1 台以上のパソコンが供されており、授業や大学運営業務に活用されている。運営（保守・メンテナンス）は、総務部と事務室が連携して行っている。大多数の教職員は業務に必要な PC 利用技術は十分に有しており、技術向上のための特別な研修等は実施していない。

事務室のパソコンには、各種学生情報が登録されているが、現状、エクセル等で情報を管理し、各種資料を作成しており、各種情報開示については、人間系で行っているのが実情である。

図書館の IT 環境については、授業や授業以外の学修支援のため、利用者が書庫内の検索用端末で書籍を確認しながら検索作業ができ、図書の貸出・返却も利用者自身の手続きで可能となっている。図書館管理業務サーバーとユーザー向けクライアント 2 台を設け、オンライン目録情報を提供している。また、平成 27 年度には、アクティブ・ラーニング対応として、私立大学等教育研究活性化設備整備事業の補助金を得て、電子

黒板を 3 セット、パソコン 6 台、グループミーティング用チェア等を新規導入し、学生に新しい学修環境を提供した。平成 28 年度に能動的学修推進委員会において、電子黒板等の設備の能動型学修への積極的活用について検討した。今後、洋雑誌の電子ジャーナル化が進む情勢であり、これへの対応について、情報を集めながら検討を進めている。

情報技術の一層の活用のためには、大学として視聴覚機材を用いた授業展開が必須となっている。平成 29 年度に密封実習の授業にビデオ映像を採り入れた授業を検討し、平成 30 年 4 月より試験的な運用を開始した。また、現状、IT ルームに設置されているパソコンは、平成 28 年度に、全パソコンの OS をウィンドウズ 10 にアップグレードするとともに、入学者数に対応した台数を追加し、学修環境の整備に努めた。

平成 27 年度末に、ICT 教育関連の設備・システム導入検討のプロジェクトチームとして ICT 整備ユニットを発足し、キャンパスネットワークの研究、他大学の事例調査、セグメント分け及び学内 LAN 敷設の検討を行った。学内ネットワークの基盤整備の方向性が見えてきたことと、更なる展開の必要が生じたことから、平成 29 年度末に ICT 整備ユニットを解散し、新たに情報セキュリティ委員会を立ち上げた。平成 30 年度以降は、この委員会が中心となって本学情報資産のセキュリティ対策とサーバー等の情報システム導入・学内 LAN の構築・運用に向けた活動を行う。

<テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

図書館に導入しているアクティブ・ラーニング関連設備の活用については、図書館のラーニング・コモンズ化も含めて検討する必要がある。

方向性は見えてきたが、目標とする ICT 設備・システムの構築はまだできていない。

<テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題の特記事項>

FD 委員会が平成 29 年度上期半年間、G l e x a を試験運用した。成績向上が見込まれることから、平成 30 年度には、全学生を対象に本格的な導入を行う。学生の学修への効果を継続評価する。

平成 29 年度に密封実習の授業にビデオ映像を採り入れた授業を検討した。平成 30 年 4 月より試験的な運用を開始した。今後、適用範囲の拡大も検討する。

[テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源]

<根拠資料>

(1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 7-02 経理規程施行細則

[区分 基準Ⅲ－D－1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ－D－1 の現状>

本学は東洋罐詰専修学校創設以来、創設者の遺志に基づき、低廉な学費と堅実な学校運営を持続している。その間、優秀な人材を食品加工、容器・包装に関連する業界に輩出し、広く社会に貢献してきた。

開学以来支援をいただいている企業グループには、深い理解と協力の下、安定的かつ継続的な支援を受けていることもあり、資金収支は過去 5 年以上安定的な財務状態を継続しており、純資産構成比率は 98%である。また、第 2 号基本金積立金、退職給与引当等含む特定資産も計画通り順調に引き当てができており、負債は、学債、長期、短期を含め一切無い。

現預金管理は、経理規程^{Ⅲ-B(3)}及び経理規程施行細則⁽¹⁾に基づき総務部が一元的に管理しており、課題であったキャッシュレス化を平成 28 年 10 月に導入し、教職員が行う経費精算は全て銀行振込に変更した。これにより、学内での現金の取り扱いは、学生の各種証明書の発行手数料等に限定することができた。

引き続き購買活動における日常的な取引について、業者、見積価格、数量等の適正を確認し、更なる不正防止と物品管理、経理業務全般の質的向上を図る。

また、内部監査、監事監査及び、監査法人による期中 2 回、期末 1 回の監査を実施し、それぞれの監査を有機的に連携し、業務、会計取引記録、資産のチェックなどを行い、レベル向上に努めている。

本学の資産運用は、保有する株式有価証券の配当金のみである。

高等教育機関の不正事例が頻発する中で、不正防止策については万全を期すことが必要である。

業務の効率化、システム化を進めているが、業務分担等の関係から特定の担当者に業務が集中し、業務に遅滞が生じる場合がある。

[区分 基準Ⅲ－D－2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<テーマ 基準Ⅲ－D－2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標は、決算データに基づき総務部が作成し、理事長、常務理事、理事、監事等に適宜報告を行っている。

教育環境設備投資に関しては、中期計画を策定し、教育研究機器などの計画的導入と更新を財務面からも検討の上、計画的に行っている。

また、年次の事業計画案策定は予算案編成と並行して進め、編成開始時に学長から編成方針と目標値等を全教職員に周知の上、編成している。

各部門の事業計画案、予算案は、包装食品工学科、事務室、総務部で検討を経て集計作業を行い、学内検討会を経た案を評議員会諮問、理事会で決定している。

決定した事業計画と予算、決算（月次進捗・期末総括）は、教職員連絡会などを通じ教職員に周知している。

＜テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の課題＞

現在、経営は安定している状態が継続しているが、大幅な収入減少が起こった場合の起こりうるリスクや、取り得る対応策、防衛策を検討したことがない。

更なる不正防止対策として、発注・検収業務の分離が重要であるが、その対応に職員の業務負担が増加している。

一部の担当者に業務が集中しないように、業務の効率化、システム化を更に進める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の特記事項＞

業務の効率化を推進し、平成 29 年 6 月までに、月末の教職員連絡会において前月の予算・決算報告を実施すべく準備を進め、7 月以降実施している。原価意識、予算管理意識が低い教職員に対しては、学長、学科長、事務室長及び総務部長が月次決算報告に関連して教職員連絡会での質疑応答を活発化させ、予算管理の意識を高めている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成 28 年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画・行動計画に対する実施状況は以下の通りである。

- ① 実務家教員については、食品製造会社から専任教員（准教授）1 名の派遣協力を得た。また、従来の容器関連企業からの専任教員については、継続的に派遣体制が確立しており、平成 29 年度で退任する二重巻締関連の実務家教員の後任者 2 名が容器関連企業から専任教員（講師）として、平成 29 年 10 月より本学にて勤務している。なお、実務家教員の給与体系や勤務体系については、派遣先の待遇を遵守してきたが、平成 30 年度から考課基準を新たに設定し、人事考課はそれに基づいて実施し、派遣先に提示する。専任教員となる実務家教員の受け入れと学内での職位の委嘱に関しては、上述したように考課基準を明文化した。
- ② 教員向け目標管理シートの内容を、学内での職位と到達目標の関係が分かりやすい形に変更すべく見直しを行い、考課基準の改定案を作成した。
- ③ 研究計画書に関しては、新しい書式を適用し、浸透を図っている。
- ④ 施設、設備、機器類の保守・点検については、更新時期等を 5 ヶ年計画に盛り込

むともに、稼働状況等を定期的にチェックし、常に実情に即した計画となるよう努めている。

- ⑤ 学内LAN構築及び学事システム導入などのICT環境整備については、基盤構築の方向性が見えてきたことから、新たな展開に備え、ICT整備ユニットを解散するとともに、情報セキュリティ委員会を立ち上げ、効率的な推進を図った。
- ⑥ 業務の効率化を推進し、従来の年度末に決算報告をする方式を改め、平成29年6月以降、継続的に月末の教職員連絡会において前月の予算/決算報告を実施している。
- ⑦ 職員の多能工化を目指した人材育成に関しては、継続的な課題として取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 事務職員の高齢化が進んでいる。限られた人数で運用できるように、業務の効率化・職員の多能工化に向けた取り組みを加速する。また、大学のICT化を推進する必要性もあり、平成30年度にICT関連の知識が豊富な若手人材の採用を進める。
- ② 教員については、平成29年度に二重巻締担当教員の確保を行い、当面の課題はクリアされたものの、関連する企業の巻締に係る事業縮小に伴い、教員の確保が早晚困難になっていく可能性がある。二重巻締担当教員に関しては、業界との人材交流等の仕組みを構築すべく、容器関連企業とその準備を進める。
- ③ SD活動については、計画的な推進を行っているが、大学IR活動とリンクした教育の質向上につながる各種データの分析等はまだ不十分であり、事務職員を含めた全教職員のスキル向上に向けた継続的な活動を展開する。
- ④ 大学側が求める教員の業績や資質を明確にする意味で、平成29年度より考課基準案を練っていたが、平成30年度には新考課基準を適用して人事考課を行う。考課基準と併せて実務家教員の受け入れ基準も作成しており、教員の派遣に協力いただける企業、特に容器関連企業に対して、平成30年度より受け入れ基準と考課基準を明示し、教育力と研究力の維持向上に勤める。
- ⑤ 教員向け目標管理シートの内容を、学内での職位と到達目標の関係が分かりやすい形に変更すべく見直しを進めてきたが、平成30年度からの新考課基準の適用に併せて、目標管理シート改定案を作成する。
- ⑥ 平成30年度より実施予定の新しい人事考課基準では、研究成果を従来以上に重視している。研究に関して、平成29年度より研究計画書を義務づけているが、教員間で記載内容に統一性がない。管理ツールとして使用するため、研究計画書の記載内容や記載の意義に関して指導を徹底する。
- ⑦ バリアフリー化等も念頭に置いて、長期的視点で建物、建物付帯設備、構築物の保守や修繕に向けた2号基金の積立を継続する。
- ⑧ 専門家の意見も採り入れ、施設、設備、機器類更新計画の精度を高めるとともに、施設、設備、機器類の保守・点検については、更新時期等を5ヶ年計画に盛り込むとともに、稼働状況等を定期的にチェックし、常に実状に即した計画となるよう

う改善する。

- ⑨ 学内LAN構築及び学事システム導入などのICT環境整備については、平成29年度に立ち上げた情報セキュリティ委員会が主体となり、基盤構築を進め、平成30年度からの運用を目指す。
- ⑩ 図書館のアクティブ・ラーニング関連設備の有効活用法として、閲覧室の簡易的な改造を行い、活用できる場を提供する。
- ⑪ 大幅な収入減少等のリスクに対応するため、危機管理体制の構築に取り組む。
- ⑫ 購買活動における不正防止対策として、発注・検収業務の分離に取り組んでいるが、職員の業務負担が増加しているところから、これに代わるシステム化対策の検討を進める。
- ⑬ 学内LANの整備、業務用ソフトの導入等で、業務の効率化、システム化を押し進め、業務の集中化を防止する。

様式 8－基準Ⅳ**【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**

[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

＜基準Ⅳ－A－1の現状＞

私立学校法及び本学の寄附行為等に基づき、理事長は学校法人の意思決定機関として理事会、評議員会の招集及び適切な運営を通して、経営責任とリーダーシップを発揮している。

本学を含む大半の大学は、大学進学適齢期の人口が減少し、大競争時代に突入した一方、大学全入時代とも言われ、大学本来の使命に加えて大学教育の質的向上と定員確保を両立させていかねばならない困難な課題を抱えている。

このような時代背景の中でも、理事長は建学の精神に基づき、創設者の遺志を継いでこそ本学の存在価値があると考えており、法人代表として業務の総理に務めている。

理事長は長年大手総合容器メーカーの経営を担ってきた経験を持つ一方、国内外の芸術文化に造詣が深く、幅広い人脈と経験に導かれた経営者の思考に基づく理事長のリーダーシップを発揮している。

更に、本学の社会的使命の達成と、経営的な側面でのガバナンスを機能させるため、広く学内外の意見を聞きながら、理事会、評議員会のメンバー構成にも本学の健全な発展に欠かせない人材を選任し、本学の運営に積極的に関わっている。

理事長は寄附行為の定め通り理事会を招集、開催し、会議では議長としてリーダーシップを発揮し、法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会においては、理事長の立場として会議をリードする一方、外部理事や監事から客観的な意見を反映させるべく努力している。議案を諮る際は、理事、監事から広く意見を聞きながら進めている。本学の理事会構成メンバーは、常務理事学長以外が学外理事であり、議論も学内の考えに偏らず広く出されていると考える。理事会は常務理事学長や理事とともに、創設者が目指した建学の精神に基づいた本学運営に責任あるリーダーシップを発揮し、法人の意思を決定している。

理事会は、3月、5月、11月の年3回の定期開催に加え、臨時開催は必要の都度、理事長が招集している。評議員会は3月、5月に定期開催している。

表Ⅳ－1 平成 29 年度理事会

開催日	議案・報告事項	
平成 29 年 5 月 18 日	平成 28 年度事業報告・決算承認の件	原案を全会一致可決
	平成 28 年度末資産総額変更承認の件	〃
	評議員 5 名選任承認の件	〃
	労務関係諸規程一部改定案承認の件	〃
	長塚監事任期満了に伴う選任（再任）承認の件	〃
	近況報告ほか	全会一致了承
平成 29 年 11 月 24 日	理事 1 名選任案承認の件（学識経験者）	原案を全会一致可決
	評議員 10 名選任（再任）案承認の件	〃
	教職員退職手当支給規程一部改定案承認の件	〃
	近況報告ほか	全会一致了承
平成 30 年 3 月 8 日	平成 29 年度第一次補正予算案承認の件	原案を全会一致可決
	平成 30 年度事業計画案・予算案承認の件	〃
	第 2 号基本金組入計画案承認の件	〃
	株式現物寄付受入承認の件	〃
	評議員 3 名退任 3 名選任承認の件	〃
	固定資産現物寄付承認の件	〃
	近況報告ほか	全会一致了承

表Ⅳ－2 平成 29 年度評議員会

評議員会開催日	議案・諮問事項・報告事項	
平成 29 年 5 月 18 日	長塚監事任期満了に伴う選任（再任）承認の件	原案を全会一致可決
	平成 28 年度事業報告・決算の件	〃
	平成 28 年度末資産総額変更の件	〃
	近況報告ほか	全会一致了承
平成 29 年 11 月 24 日	理事 2 名選任（再任）承認の件（評議員会選任）	原案を全会一致可決
	近況報告ほか	全会一致了承
平成 30 年 3 月 8 日	平成 29 年度補正予算案の件	原案を全会一致可決
	平成 30 年度事業計画案・予算案の件	〃
	第 2 号基本金組入計画案の件	〃
	株式現物寄付受入の件	〃
	近況報告ほか	全会一致了承

＜テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの課題＞

課題は特に無い。

＜テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特記事項は特に無い。

[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- (1) 学校法人東洋食品工業短期大学規程集 5-01 学長選任規程
- (2) 東洋食品工業短期大学紀要第 4 号, 後藤弘明, P5, (2017)
- (3) 東洋食品工業短期大学規程集 3-01 各センター等の組織図
- (4) 東洋食品工業短期大学紀要第 4 号, 後藤弘明, P2～3, (2017).

[区分 基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学運営体制を確立している。]

＜区分 基準Ⅳ－B－1 の現状＞

現学長は、大学で工学博士の学位を取得した後、研究開発職で大手総合容器メーカーに入社、研究所所長、技術開発本部長等を歴任し、また役員でもあったことから、組織運営についても実践的な知識を有している。また、学位のほか、包装容器に関する多くの特許も取得しており、本学の教育研究分野である包装食品工学に関する学識及び組織運営の識見ともに問題はない。

学長は、学長選任規程⁽¹⁾に基づいて理事会で審議され、理事会の 2/3 以上の決議をもって指名されている。

学長は、年明けにその年度の短期大学の方針と活動目標を全教職員に示し、大学としていかなる活動に注力していくか説明している。この中で、本学の各部門、すなわち「教学」「事務」「総務」、それぞれの部門が、学長の提示した年度方針と活動目標を踏まえて策定した事業計画を 2 月の教職員連絡会で全教職員に示すことを求め、実施させている。なお、各部門の事業計画策定について、学長は途中で確認作業をおこない、必要であれば修正を求めている。短期大学の方針と活動目標及び各部門の事業計画は、短期大学共有フォルダーに収納し、全教職員に公開している。このように、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、平成 28 年度途中に教授会、理事会の審議を経て「建学の精神」「教育研究上の目的と目標」を改定し、更に教授会の審議を経て「三つのポリシー」を改定した。新しく策定した建学の精神を基盤として、平成 29 年度に学長が主体となり、科目間のつながりを意識しつつ、科目の設定と卒業認定・学位授与に至るまでの教育プロセス及び全体としての教育方針を設定した。

また、学長は、平成 29 年度に本学の存在意義を明確にするため、本学のビジョンを

策定⁽²⁾し、理事会の承認を得た後、公開している。このビジョンでは、教育に関するビジョンと研究を通じた社会貢献のビジョンを明確に打ち出しており、平成 30 年度以降は、ビジョンに基づいて教育研究活動を推進する。今後、教育の質的向上に向けた取り組み、人々の暮らしに必要不可欠な包装食品の研究を通じて社会に貢献していくことになる。これらの内容は既に本学においてこれまでも実施されていた内容が母体であるが、ビジョンを明確に定義し、その方向性を内外に示すことで本学の指針を宣言するという意義を持っている。以下に本学のビジョンを記載する。

＜本学のビジョン＞

- ◆ 次世代の包装食品業界を担う学生の育成
- ◆ セーフフードや食の安全等の社会的問題に直結した包装食品技術研究拠点としての活動

本学では、平成 29 年度より、教授会の上位に位置づけた大学運営会議を設置し、運用している。大学運営会議は学長が議長となり、学科長、事務室長、及び学長の指名する教職員をもって構成されている。現状、学長が指名する教職員として、包装食品工学科に所属する専任教員を担当分野ごとにグループ分けした食品製造・分析・微生物・密封の 4 グループの長を委嘱している 4 名の教授がその任にあたり、議事録は教務課長が作成している。大学運営会議の成立には構成員の 2/3 以上の出席が必要であり、また議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長である学長が決することができる。

大学運営会議の議題は学長が提出し、「学長のビジョンを具体化しつつ、大学の将来戦略を策定すること」を目的とする。したがって、本学の場合、大学の将来戦略に関わる重要議題、例えば大学改革・教育改革等に関連する重要事項は大学運営会議にて審議し、議決する。それ以外の教育研究に関する議題は教授会で審議し、学長が決裁する。

大学運営会議の審議事項は、

- ① 建学の精神、教育研究上の目的及び教育研究上の目標に関する事項
- ② 学則その他重要な学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ③ 教育研究改革に関する事項
- ④ 教育課程編成に関する事項
- ⑤ 国内外の大学との連携に関する事項
- ⑥ 各センターの運営に関する事項
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、大学運営及び大学改革に関する重要な事項で、当会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が決定したもの

なお、上記①については、年度当たり 1 回検討することとし、審議結果を理事会に報告する。

大学運営会議の議決事項は、その必要性がある場合は、教授会、教職員連絡会あるいは議事に関連した各種委員会から周知徹底される。

大学運営会議の議事録は、出席者が署名捺印した上で保管されている。なお、議事録は非公開としている。

一方、教授会では、教育研究に関する重要な事項について学長が意思決定を行うに当たり意見を述べ、審議後の議決は学長が行っている。すなわち、学長は教学運営の最終責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。なお、教授会の構成員は、本学専任教員である教授と准教授全員となっている。教授会では、学生の履修状況、卒業認定・学位授与、入学者の認定、学生の懲戒、社会人講習会、外国人短期研修、定例講演会等、大学運営会議の審議事項にない教育や学生に関連する多くの内容を審議している。教授会の議事録は、事務室長が作成し、出席者が署名捺印した上で保管されている。教授会の議事録も大学運営会議と同様、公開していない。

以上、審議機関が議案の内容によって大学運営会議と教授会に分かれているが、前述したように大学運営会議で審議した重要かつ教職員が周知すべき内容は、広く公開し、周知を図っている。

また、大学運営会議や教授会で審議あるいは報告される案件について、会議に先立って関連する資料を配付する等の手段により会議の構成員に周知し、円滑かつ適切な判断ができるよう配慮している。

学長は、大学運営会議、教授会のほかに「IR・評価センター」「アドミッションセンター」「奨学委員会」のセンター長あるいは委員長として、大学運営を行っているほか、「学修支援委員会」、「産学・地域連携センター」「履修証明プログラム審議委員会」の委員も勤めている。また、委員ではないが、カリキュラム委員会やFD委員会、及び情報セキュリティ委員会に関しては、重要案件が議題の場合、オブザーバーとして出席している。このように、学長は幅広い観点から教学運営・大学運営に携わっている。

学長は、大学運営を円滑に推進するために、会議体、センター及び各種委員会を設けている。委員会の改廃も必要に応じて実施しており、平成29年度には委員会と同等の格付けであったプロジェクトチーム「ICT整備ユニット」を解散し、発展系として「情報セキュリティ委員会」を立ち上げた。本学の会議体、センター及び各種委員会を以下に列記する。

- ① 大学運営会議
- ② 教授会
- ③ IR・評価センター
- ④ アドミッションセンター
- ⑤ 産学・地域連携センター
- ⑥ 広報委員会
- ⑦ 学修支援委員会
- ⑧ カリキュラム委員会
- ⑨ FD委員会
- ⑩ 図書委員会
- ⑪ 安全衛生委員会
- ⑫ 国際交流委員会
- ⑬ 紀要委員会
- ⑭ 病原体取扱い並びに遺伝子組換え実験に関する安全委員会

- ⑮ 短期コース実行委員会
- ⑯ 奨学委員会
- ⑰ 履修証明プログラム審議委員会
- ⑱ 内部監査委員会
- ⑲ 情報セキュリティ委員会

本学では以上に示したように、2 会議体、3 センター及び 14 委員会を設けており、これらの組織を活用して大学運営の必要な事項を検討、決定する仕組みとなっている。これらの組織に関することは、本学の組織に関する各種規程に記載されている。

本学が設置している会議体、センター及び各種委員会の組織図⁽³⁾は、自己点検・評価報告書の基礎資料に記載してあるが、本学の場合、学長の下に最高決定機関として大学運営会議を設置し、大学運営会議の下に「IR・評価センター」「アドミッションセンター」「産学・地域連携センター」が設置されている。また、大学運営会議の下に教授会を設け、教授会の下に各種委員会を設置しているが、「内部監査委員会」はその性格上、教授会とは切り離れた独立した組織として運用している。

＜テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップの課題＞

本学では、学長がリーダーシップを発揮して教育改革・大学改革を推進しているが、教育改革や大学改革の必要性や目標の捉え方は教職員によって温度差がある。温度差を緩和し、教職員の意識改革を推し進めるにはまだ時間が掛かると予測される。これに対して、学長の任期は 4 年である。現学長が赴任した後、着手した改革事案は多いが、現学長は平成 30 年度で 3 年目となり、平成 31 年度末で任期満了となる。将来に亘って確実に大学改革・教育改革を進めるためには、実行力のある適切な後任を選定し、確実な引き継ぎが重要である。したがって、学長のリーダーシップの課題は、本学学長に適した優れた次期学長候補の選定を進めることである。

＜テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップの特記事項＞

本学は、包装食品に関する「食材」「容器」「食品加工」「充填」「密封」「殺菌」「保管」及び「食品衛生」「衛生管理」「品質管理」「検査」「関係法規」という特殊かつ広範な分野の理論と技術の教育を行っている。教育改革の中で学長がリーダーシップをもって、各分野における学修成果が定着する仕組みを検討した⁽⁴⁾。まだ検証の必要があるが、本学では概ね各分野と科目が一つずつ紐づけられていることから、各教科で最低限修得させたい事柄を分野間のつながりの形で定着させることが、包装食品の製造分野に関する学生の理解を深めるものと考え、平成 28 年度にその仕組みを構築すべく、教育課程の編成や学修支援委員会の立ち上げ等を行った。平成 29 年度 1 年次生より上記方針で教育を進めており、学修成果を始めとする学修レベルの測定結果をもとに検証を進め、更なる改善を継続する。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は学校法人の業務及び財産の状況について監査計画に基づき監査を行い、理事会に出席し意見を述べている。

理事会に報告するほか、定期的に監査法人と意見情報交換を行う等、毎年度監査報告書を作成し、定められた期間内に理事会及び評議員会に提出の上、監事の意見を添えて報告している。加えて平成28年度から導入した内部監査のチェックとフォローを行った。寄附行為の定めに基づいて業務を適切に行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は寄附行為第21条により、理事現在数の2倍以上の評議員22名を以て組織し、毎年3月には事業計画、予算案諮問、5月に事業報告、決算諮問を定例評議員会として開催しているほか、必要に応じ私立学校法第42条及び、寄附行為の規定に基づき諮問機関として適時に開催し、適切に機能している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学では、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報をウェブサイト並びに大学ポータルサイトにおいて公表しているとともに、私立学校法の規定に基づき、財務情報も公開している。

教育情報、財務情報ともに、6月末日までに公表・公開することとし、タイムリーな情報公開に努めている。また、財務情報については、過去13年分の計算書類等を公開し、経営の透明性確保に努めている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

大学を含めた各方面での不祥事が増加するなか、監査の質・量の増加が見込まれ、監事の負担増加が懸念される。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

監事との監査計画内容をよく検討し、精度の高い監査が行われるように努めている。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に改善計画の記述はないが、平成28年度の自己点検・評価報告書に記述した改善計画・行動計画に対する実施状況は以下の通りである。

- ① 学修成果の向上や教育課程の見直し、改定に関連する委員会に関して、委員会開催日と議題が学長にもメールの写しで連絡する仕組みが浸透しており、議題によって、学長はオブザーバーとしての出席を継続している。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- ① 本学の学長は、容器関連企業の役員等から選任されることが多い。現学長の任期最終年度となる来年度には、大学改革を引き継げる後任者を絞り込む。
- ② 監事の負担が増大しないよう、総務部門が主体となってサポート体制を強化する。

平成 29 年度 自己点検・評価報告書

編 集 東洋食品工業短期大学 I R ・評価センター

発行日 平成 30 年 9 月 28 日

発行者 東洋食品工業短期大学 学長 後藤 弘明

〒666-0026 兵庫県川西市南花屋敷 4 丁目 23 番 2 号

電 話 072-759-4221 F A X 072-758-6959

U R L <http://www.toshoku.ac.jp/>